

(明治廿五年四月廿九日 逕信省認可)

警察監獄學雜誌

第三卷 第十號

目 録

○警察監獄學雜誌第三卷第十號

目 録

- 雜誌の分離に就て一言す
- 論 說 (二丁)
- 警察官吏社交上の心得 法學士 岡喜七郎
- 普氏市警察論を讀む (承前) 法學士 石田氏幹
- 検視に就て 警察視 石川清忠
- 警察官 (承前) 石井光美
- 寄 書 (十三丁)
- 古物商條例に就て 在群馬 山嶺山人
- 警察の概要 浪華生
- 統計 (十七丁)
- 明治二十四年全国火藥類賣高
- 雜 錄 (二十丁)
- 監視假免の上申に就て・諸車の取締・日本各國風俗考
- 法令註解 (廿六丁)
- 豫戒令詳釋 (承前) 法學士 岡喜七郎
- 雜 報 (廿八丁)
- 警察巡閱・逕査休職・逕査服制・逕査即決・犯罪告發・黒田剛氏の榮轉・奇報一二
- 警察彙報 (卅二丁)
- 數十件
- 懸賞問答 (四十三丁)
- 數件
- 警察官令 (四十五丁)
- 數件

警察監獄學會發兌

●本誌改良廣告●

本會カ多年其ノ冀望ヲ懷抱シ、早晚改良セシコトヲ期シタル、本誌ノ記事ヲ分離シ、警察、監獄専門ノ雜誌ト爲スコトハ其氣運漸ク茲ニ熟セリ、抑々記事ヲ分離スル一事ハ獨リ本會ノ冀望タリシノミナラス、本誌愛讀者諸君ノ多數ハ語ヲ寄セ、書ヲ投シテ其實行ヲ促サル、然リト雖モ尙一部ノ讀者ハ、却テ分離ヲ非トセラレ、且本會經濟ノ影響大ナルトニ因リ、其實行ニ躊躇スル所アリシモ、過般會同セラレタル、警部長、典獄諸君ハ本會事業上ニ就テ種々ノ助言ヲ與ヘラレ、就中此等改良ヲ督厲セラル、モノ甚切ナリ、本會豈ニ猛省スル所ナクシテ可ナランヤ、終ニ意ヲ決シテ之ヲ實行スルニ至レリ、愛讀者諸君、特ニ分離ヲ非トセラレタル諸君、宜シク此意ヲ了セラレンヲ、而シテ此改良ノ實行ハ、本號即チ第三卷第十號ヲ以テシ尙諸事整頓ニ至ル迄ハ毎月警察、監獄各一回ノ發行ニ止ムヘシト雖、漸次二回ノ發行タランヲ期ス、亦改

良本誌ノ定價ハ別項掲ル所ノ如シ

●注意●

本誌ハ警察ニ從事セラル、諸君ニノミ送本セリ然ルニ名簿上官署名ノ記載ナク住所ヘ送付スル諸氏ノ内警察、監獄何レノ冊子ヲ冀望セラル、歟確認シ難キ向ハ都テ警察雜誌ヲ送付セリ故ニ是等ノ諸君中監獄雜誌ト變換センヲ欲セラル、其ハ本誌(警察雜誌)ハ即日五厘切手ヲ貼用シ本會ニ返付シ別ニ葉書ヲ以其旨通報セラレンヲ乞フ

雜誌代金延滞ノ諸君ハ來ル七月一日ヲ期シ必ス御拂込有之度尙今回記事ヲ分離シ及割引法ヲ設ルカ爲メ經濟上ノ影響不尠候間爾今前金ヲ以御購讀被下度特ニ相願候也
右期日迄ニ延滞金並ニ前金御拂込無之諸君ニハ本誌(第十號)限り斷然御送本ヲ停止スルノミナラス該延滞金ハ郵稅先拂ヲ以テ督責シ其姓名金額ハ本誌若クハ他ノ新聞雜誌等ヘ廣告シ御送金ヲ促スヘシ但官署又ハ署長ノ資格ヲ以テ御申込ノ向ハ強テ前金ヲ要セスト雖モ甚敷延滞ニ流レサル様御注意アラソ一層冀望ニ堪ヘサルナリ

學會 會計部

●雜誌の分離に就て一言す

豫て讀者に報道し置きたるが如く我が警察監獄雜誌ハ愈々本月以降各科分離の事を斷行し即ち警察の事項をは專輯したる所の本誌を以て讀者に見ゆることゝなれり、而して其の理由に就ては予輩復た此に屢々の辯を費さざるべしと雖も要するに是れ一には讀者多數の希望を充たし一には本會多年の宿意を遂けたるものなりと云ふの外あらざるなり、今や警察の事日に漸く多事ならんとし監獄改良の機亦た將さに熟せんとするの時に方り幾多の困難を排斥して此の斷然たる處置を決行し益々奮つて斯道に對する本會特色の運動を精銳活潑ならしむるの方針を表白したることハ必らず大に讀者諸君の満足せらるゝ所なるべく諸君が本會を信ぜること、是れより益々厚く本誌に冀望せらるゝ所のものも亦た一層多かるべきを信ず、此の信用と此の冀望に對し將來に

向つて如何に予輩が益々活潑に運動する所あるやハ請ふ本月以降刊行する所の各分科の雜誌に就て之を知れ
實着、精確、詳密、斬新、機敏、是れ皆我が警察監獄雜誌が特有する所のものに於て斯の社會の聲望を博しつゝある所以のもの亦た此に在り予輩ハ此分離斷行の時を機として將來益々此特色を以て論說記事の上に顯彰せんことを期す請ふ予輩を以て徒らに虚大の言を放つて己れの價直を誇稱せんと欲する者となす勿れ

警察監獄學雜誌第三卷第十號

論 說

●警察官吏社交上ノ心得

法學士 岡喜七郎

警察官ハ嚴正ナラザル可カラズ警察官ハ中立ナラザル可カラズトハ余輩ハ之ヲ學理的ノ確言ト見做サシヨリハ寧ロ社會上ノ法則トシテ認ムルモノナリ既ニ學理的ノ確言ト見做スベカラザルガ故ニ余輩ハ其所謂嚴正中立ナル文字ノ意義ハ又學理的ノ解釋ニ拘束サル、ヨリハ寧ロ社會上ノ見解ニ從ハザル可カラザルモノト信ズルモノナリ換言セバ余輩ハ警察官ニ社交上ノ至大至重ナル困難ノ存在スルモノタルヲ疑ハザルモノナリ今余輩ノ警察官吏社交上ノ心得ト題シテ茲ニ一篇ノ卑見ヲ吐露スル所以ノモノハ蓋シ此ノ至大至重ナル難事ニ處スル參考ノ資ニ供センガ爲ノミ

公法學者ノ唱道スルガ如ク警察トハ直接ニ一己人ノ自由ヲ制限シテ社會一定ノ秩序ニ供ナヘシムル處ノモノニシテ警察官ハ即チ此職務ヲ帶ビテ直接ニ人民ニ接スル國家ノ行政及司法權ノ作用ニ屬スル一大機關ナリト云ハザルベカラズ此故ニ其責任ハ重クシテ其職權ノ範圍又頗フル廣闊ナルモノナリ其職務ノ極メテ廣闊ナルガ爲ニ過失其間ニ起リ其責任ノ甚タ重大ナルガ爲ニ意ヲ用ユルヲ其度ニ過ギ往々嚴正中立ノ法則ヲ

離ル、モノナリトノ所謂社會の見解ヲ下ダサル、トアルハ事實止ムヲ得ザルニ出ヅルト雖モ又誠ニ當路者ノ猛省セザルベカラザルヲト信ズルナリ然レモ一方ニ於テ嚴正ナル服務規律ノ存スルアルヲ以テ職權執行ニ係ル過失錯誤等ハ又上級監督ノ制度ニ於テ容易ニ矯正懲戒ノ實ヲ擧グ得ルヲ以テ余輩ハ職權執行ノ方法如何等ハ敢テ茲ニ論ズルノ必要ヲ感ゼズ又余輩ノ讀者ニ見ユル責任ニハアラザルナリ

然レバ即チ余輩ノ今茲ニ警察官諸公ニ向テ一篇ノ注意ヲ促サントスル處ノモノハ抑モ何ゾ曰ク社交上ノ關係是ナリ夫レ吾人人類ノ此社會ニ生存シテ共同生活ヲ營ムニ當テ其最モ至難ナルモノヲ社交上ノ關係トナスヲハ敢テ余輩ノ喋々ヲ待タザルナリ吾人人類ハ不能力ニ非ルヨリハ法律政治ノ學吾レ其淵奥ヲ極ムルヲ得ベク工學理學ノ術吾レ能ク其細微ヲ穿ツヲ得ベク文學ニ醫學ニ學藝技術ニ至テハ吾其得テ達セラレザルモノトナサズ獨リ社交ノ一事ニ至テハ吾何人モ得テ達シ能フベキモノトハ信ズルヲ得ザルモノナリ通常人ニ於テ尙且然リ況ンヤ身ヲ警察ニ委テ直接ニ人民ニ接スルノ職務ヲ帶ブルモノ社交上ノ至難想フ可キナリ蓋シ警察官ハ一方ニ於テ經國樞要ノ機關トナリテ以テ國家ノ秩序ヲ整理スルノ責任ヲ有シ一方ニ於テハ常ニ人民ニ相接セザル可カラシテ其間規矩準繩得テ犯ス可カラザルモノアルヲ要スレバナリ固ヨリ一般官吏ハ國家ノ秩序ヲ保持シ嚴然トシテ其職務ニ從事スベキモノナルハ論ズルヲ待ズト雖トモ警察官ホド人民ト相近ヅカザル可カラザルモノナク又其職務ニ於テモ大ヒニ其趣キヲ異ニスルモノアルガ故ニ通常人民ト社交上ノ關係ニツキ別段ノ困難ヲ覺ヘザルモノト信ズルナリ

余輩ノ警察官社交上ノ心得ヲ論ズルニ當テハ固ヨリ其心得トシテ注意ヲ促スベキノ事項ハ百千ヲ數フル尙足ラズト雖トモ要スルニ其ノ大綱ヲ畧言セバ警察官ハ成ルベク人民ト社交上ノ關係ヲ有セザルコトヲ希望スルモノナリ吾人人類ノ社會的生存ヲ爲スモノニ向テ社交上ノ一大快樂ヲ以テ獨リ警察官ヨリ奪ハントスルハ頗フル世情ニ離ル、ノ感アリト雖トモ余輩ノ前ニ所謂嚴正中立ナル字義ニツキテハ社會的見解ヲ免ルコトヲ得ザルヲ以テ一言一行常ニ人民ノ風評ニ係リ牽強附會ノ臆測ヲ逞ニサルハ嫌ヒテ憚ルノ切ナルガ爲ナリ否ナ寧ロ其管轄人民ト社交以外ニ於テ同一ナル親睦ヲ希望スルモノナリ換言セバ其眼中ニ於テ貴賤ヲ見ルナク其言語ニ於テ尊卑ノ別ナキヲ欲スルモノナリ

社交上ノ關係親密ニシテ相交ハルノ深クナルニ當テヤ動モスレバ知ラズシテ中立ノ範圍ヲ脫スルヲナキヲ保セズ又或ハ嚴正ノ實ヲ擧グル能ハザル者アルベシ況ンヤ又情實ノ羈束其間ニ蟠リ遂ニ職務ノ公平ヲ行フ能ハザルニ至ルベシサナキダニ言語應對ノ少シク異ナル者アレバ直チニ目スルニ不公平ナリトノ感覺ヲ抱キ易キ人民ニ向テ社交上ノ厚薄ハ職務執行ノ上ニ於テ其影響スル果シテ幾干ゾヤ假令又社交上ノ關係ニシテ中立ヲ欠クノ恐レナキモ其威嚴ト其處置ノ他人ヲ敬服セシムルノ働キヲ失スルノ恐レアルニ於テチヤ余輩ハ以上陳述セル簡單ナル希望ト共ニ巡查配置ノ方法ニ於テ當局者ノ注意ヲ促サントスルモノアリ曰ク吾人生活セシ郷里ニ其郷里出身ノ巡查ヲ配置セザルコト是ナリ蓋シ巡查ヲシテ其郷里ニ配置スルハ又必ズ便益ノ存スルモノアルベキモ以上陳述セル余輩ノ希望ト相容レザルノミナラズ其弊害ノ存スル必ズ利害相伴ナハザルモノアルヲ信ズルガ故ナリ言語ノ差應對ノ違ナル既ニ公平ヲ失スルノ毀リヲ免レザルノ社會的見解ヲ以テ所謂社交親近ノ差違アル人民ヲ管轄セシムル時ニ當テハ獨リ嚴正ヲ失スルノ嫌アルノミナラズ

公私ノ上必ズ其取扱ノ趣キヲ異ニシ易ク從テ警察官ノ獨立警察權ノ公平ヲ失フルノ風評ヲ招キ一朝國家問題ノ發スル時ニ於テハ又必ズ天下ノ疑惑ヲ生スルアルヤ又慮ラレザルナリ思フテ茲ニ至レバ余輩ハ警察官ハ社交上ノ關係ヲ生ゼザルコトヲ勉ムルノ急ナルヲ疑ハザルモノナリ

●普氏市警察論ヲ讀ム

(承前)

法學士 石田氏幹

普氏ハ警察官吏ノ資格ヲ論スルニ方リテ「其人トナリヤ正直ニシテ人情アリ且ツ才能アリテ人ヲ指揮スルニ巧ナルモノトヲラザルベカラス云々」ト説ケリ氏ノ所謂人情トハ何ヲ謂フ乎余ハ不才ニシテ其如何ナルモノヲ指スカチ測知スルコト能ハズト雖モ若シ氏ニシテ道德心ヲ指シテ人情ト云ヒシナラハ余又何チカ云ハソ然レモ若シ其レ然ラズンハ余ハ贊同スルコト能ハサルナリ夫レ道德心ハ社會ノ秩序ヲ維持スル無形ノ道力ナリ警察官吏ハ社會ノ秩序ヲ維持スル有形ノ勢力ナリ而シテ此有形ノ勢力ハ此無形ノ道力ニ其基礎ヲ置カサレハ豈焉ゾ能ク其效力ヲ完フスベクゾヤ是レ余ノ茲ニ道德心ノ必要ヲ喋々スル所以ナリ苟モ警察官吏ニシテ道德心ニ富ミ其職務ヲ行フニ當ツテヤ自ラ熱心ニ自ラ勇氣ニ又何ンツ普氏ノ杞憂スルカ如キ自己ノ利害ヲ顧慮スルノ違アラソヤ

普氏ハ警察官吏ヲ採用スルノ方法ヲ論スルニ方リテハ密ニ諸市府ニ現行セル所ノ一二ノ方法ヲ敘述スルニ止マリテ進メテ其方法ノ是非ヲ論セサル故ニ之カ批論ヲナスノ理由ナシト雖モ或ル市ニ於テ試験ヲ要セス唯！在官者ノ推薦ノミヲ以テ警察官吏ヲ採用スルガ如キハ余ノ贊同シ能ハサル所ノモノナリ何トナレハ假

令試験ヲ以テ警察官吏ヲ採用スレバトテ一旦就職シタル上ハ在官者ノ推薦ニ依リ採用セラレタルモノト何ヲ選バン兩者共ニ職務上長官ノ制御ニ適當ナルベキナリ若シ其レ然ラズンハ其職ヲ解テ可ナリ而シテ又試験ヲ要セズトセバ如何ニシテ其資格ヲ嚴試スベキヤ實ニ其資格ヲ嚴試スルニ方法ナクレバナリ然リト雖モ余ハ決シテ試験ノミヲ以テ警察官吏ヲ採用スベシト云フニアラス尙ホ又試験ノ上在官者ノ推薦ヲ要スベシト信スルナリ

普氏ハ警察事業ノ進歩ヲ論スルニ方リテ「信實ニシテ勤績シタル警察官吏ニハ通常ノ俸給ヨリハ多額ナル報酬ヲ爲ササルヘカラス云々」ト云ヒ又「新職ノ者モ信實ナル執務ニハ必ラス報酬アルコトヲ了知シ其職務ニ執掌シ熟練スルニ至ルベシ云々」ト云ヘリ是ニ由テ之ヲ觀レハ氏ハ報酬ヲ以テ警察官吏ノ勉勵ヲ促カス方法ヲ以テ得策トナセルモノ、如シ之ヲ換言スレハ勞苦スレバ必ラズ報酬スベシト云フ精神ヲ以テ警察官吏ヲ遇スルモノ、如シ然レモ余ハ信ス斯ノ如キ方策ハ未ダ以テ警察事業ヲ進歩セシムルニ足ラズト否信ズ斯ノ如キ精神ハ未ダ以テ警察事業ヲ進歩セシムルニ足ラズト然ラハ則チ如何ナル精神ヲ以テセバ警察事業ヲ進歩セシムルヲ得ルヤト云フニ他ナシ良行ニハ良行スベシト云フ精神ヲ以テ警察官吏ヲ遇センノミ若シ其レ然ルトキハ警察事業ノ進歩モ思半バニ過ギゾ

上來陳述シタル所ノモノハ皆普氏ノ所説ニ贊同スル能ハサルモノナレモ茲ニ氏ノ所説ニ贊同セザルベカラサルモノアリ其ハ小兒ニ關スル警察上ノ保護ノコト是レナリ氏カ其所論ニ「此警察上ノ保護モ亦警察ノ要旨即チ危害ヲ未然ニ豫防スル旨趣ニ外ナラズ云々」ト云ヒ「惡小兒ハ實ニ將來ノ犯罪人ト化成シ社會ニ危害

ヲ加フルモノナレハ極メテ其初ニ於テ惡小兒ヲ保護監督セサルヘカラス云々ト云ヒ「慈善家ハ惡小兒ノ不徳道ノ原因及ヒ沿革ヲ研究セズシテ唯一單ニ惡小兒ノ現在ノ可悲の狀實ヲ目撃シ心情ニ訴ヘテ之ヲ保護スルニ過キス故ニ其保護ハ目前ノ保護ニ止マリテ決シテ危害ヲ未然ニ豫防スルノ實アリト謂フヘカラス斯ノ如ク慈善家ノ精神ハ實ニ賞讃スヘキモ其慈善ヲ施ス方法ニ至ツテハ其當テ得タリト謂フヘカラス云々」ト云ヒ進ンテ慈善家ノ保護方法ト警察上ノ保護方法トノ利害得失ヲ討究シ遂ニ慈善家ノ保護ハ變シテ警察上ノ保護トナサルベカラスト斷論シ尙ホ進ンテ警察上ノ保護方法ノ如何ナルベキヤヲ陳述セシハ余ノ大ニ賛同スル所ノモノタルナリ

終ニ臨ミテ尙ホ一言セサルベカラザルモノアリ其ハ普氏カ警察法規及ヒ警察處分ヲ論スルニ方リテ前者ハ規則ヲ設クルコトニシテ後者ハ法令ノ執行ナリト云ヘルコト是レナリ抑モ警察法規ト警察處分トノ區別ニ就テハ學者ノ見解種々ニシテ今茲ニ此等ヲ列舉セズト雖モ多數ノ學者ノ見解ハ警察法規ト云フハ委任ニ出テタル事項ナリ警察處分ト云フハ行政事項ナリト認メタルモノ、如シ故ニ此見解ニ依レハ警察法規ヲ設クルハ行政官カ立法權ノ委任ニヨツテ之ヲ代表スルモノナリ警察處分ヲ行フハ警察官カ行政官トシテノ當然ノ職分ナリト云フモノナリ然レハ此見解ハ立法行政司法三權分立ノ原則ヲ守ルノ憲法ニ於テノミ云フハクシテ主權統一ノ憲法ニ於テ云フヘキ道理ニアラス故ニ委任ニ出テタルト否トヲ以テ此兩者ヲ區別スルハ其當テ得サルモノト謂ハサルヘカラス元來行政官カ警察法規ヲ設ケ或ハ警察處分ヲ行フコトハ委任ト固有トノ區別ニアラスシテ兩者本來ノ性質ニ於テ異ナレリ警察法規ハ警察上ノ規則ヲ設クルモノニシテ警察處分

ハ警察的事實ノ狀態ヲ喚起スルモノナリ故ニ此兩者ノ區別ハ規則ト處分トノ區別ニシテ委任ト否トノ區別ニアラズト謂フテ得ベシ然リ而シテ行政官カ此警察處分ヲ行フニ當ツテヤ法令ノ範圍内ニ於テスベキコトハ固ヨリ論チ俟タスト雖トモ普氏カ粗忽ニモ警察處分ハ法令ノ執行ナリト説明スルニ至ツテハ余ハ一驚ヲ喫セサルヲ得ス之ヲ要スルニ普氏市警察官タルヤ學理上ノ論說トシテハ毫モ價值ナシト雖トモ實際上ノ説話トシテハ稍々取ルヘキモノナキニシモアラズ」

(完)

● 檢視ニ就テ

警視廳警察醫 石川 清 忠

論者アリ余ニ語テ曰我東京府下ニ於テ變死傷人ノ檢視ハ都テ警視廳ノ主管事務ナルカ如シ果シテ然ラハ警察醫ハ府下全般ノ檢視ヲ執行スヘキ責任アルヤ若シ之アリトセハ此頃囑托醫ナル者ヲ設ケテ檢視ヲ執行セシムルハ何故ナリヤ又囑托醫ノ檢視シタルモノニ付更ニ警察醫ノ檢視ヲナスコトアリ之レ蓋シ重複ノ事ナレハ甲醫ノ檢視シタルモノニ付更ニ乙醫ノ檢視ヲ爲サルコトニ定メテハ如何ト余之ニ答テ曰ク東京府下ニ生シタル變死傷人ノ檢視ハ都テ警察醫ノ立會檢視ヲ爲スヘキコナルハ明治二十二年八月一日時ノ警視總監ヨリ下シタル訓令第五十四號第三項ノ明文ニ據リテ毫モ疑フヘキ所ナシ其文ニ曰

第三條變死傷アリタルトキハ醫務部ニ電報シテ警察醫ノ參會ヲ求メ署長ハ事ノ難易大小ヲ斟酌シ躬ヲ檢視ヲ爲シ又ハ警部ニ命シテ之ヲ爲サシムヘシ但シ郡部警察署ニシテ至急ヲ要スル場合ハ明治十四年第四十三號達ニ依リ便宜開業醫ヲ召致スルモ妨クナシト

是ニ由テ之ヲ見レハ都部ニシテ至急ヲ要スル事件ヲ除ク外都テ警察醫ノ臨檢スヘキ筈ナリ否悉ク臨檢シタルモノナリ然ニ昨年官制ノ改革ニ際シ警察醫ノ定員殆ト半數ニ減シテヨリ到底少數ノ人ヲ以テ府下全般ノ檢視ニ應スルヲ得サルカ爲メ四月以後重大ナラサル檢視ニハ一時最寄開業醫ヲ召致シテ檢視セシムルコトナレリ然ニ平素責任ヲ帶サル醫師ノ中或ハ事ニ臨テ逡延シ或ハ事ヲ左右ニ託シテ召致ニ應セサル者アルカ爲メニ檢視執行上往々滯滞ヲ來シ警察官ニ於テ頗ル困難ヲ感シタルハ即チ囑托醫配置ノ原因ナリ是ヲ以テ囑托醫ヲシテ檢視セシムルハ時宜ニ隨フノ便法ニシテ肯テ檢視ノ正式ニアラサルベシ

論者知ラズヤ檢視ニ二種ノ性質アリ其一ハ即チ行政警察的ノ檢視ニシテ其事件ハ單ニ行政警察的ノ處分ヲ以テ局ヲ結フベキモノナリ此檢視ニ就テハ囑托醫ハ勿論如何ナル醫師ト雖便法ニ由リテ既ニ檢視ヲ爲セシ後ハ警察醫ノ臨檢ヲ要セズ又現ニ臨檢セサルナリ然トモ其被傷發病又ハ致命ノ原因ニシテ司法上ニ關係アル時ハ警察署ヨリ地方裁判所ノ判檢事ニ臨檢ヲ請求シ而シテ其事件ヲ該裁判所ニ移スナリ然ル時ハ警察官ニテ之ヲ左右スヘキモノニアラス既ニ囑托醫又ハ開業醫ノ檢視ヲナセシ後ト雖トモ法官ニ於テ尙ホ檢視ヲ要スト認メル時ハ即チ地方裁判所ノ常備員タル醫務囑托醫ヲ召喚シテ檢視セシムルナリ之レ即チ第二種ノ檢視ニシテ行政警察的ノ檢視ト其性質ヲ異ニシ純乎タル法律上ノ鑑定ナリ故ニ此檢視ニ就テ臨檢スル警察醫ハ警察醫ノ資格ニ非ズ地方裁判所ノ醫務囑托員ニシテ法律上ノ鑑定人即チ解事者 *Magistrate* ノ資格ナレハ法官ノ請求ニ應シテ鑑定ヲナスモノナリ豈重複ノ檢視ヲ爲スモノト云テ得ンヤ然ニ論者ノ說ノ如ク甲醫ノ檢視シタルモノハ乙醫ニ於テ第二ノ檢視即チ鑑定ヲモ爲スヲ許サズトセハ法官ハ事ニ臨ミテ鑑定

ヲ命スルヲ得ス法醫の事件ニ就テハ實ニ不便ヲ招クヘシ蓋シ法官ノ更ニ鑑定ヲ命スルハ必スシモ前檢視醫ヲ信セサルカ爲メニ非スシテ法官ノ眼前ニ於テ既定ノ鑑定人ニ鑑定セシムルノ必要アルカ爲メナルヘシ之レ法醫の事件ニ限ラズ鑑定上特別ノ學術ヲ要スル事件ナル時ハ法官ハ幾回ナリトモ鑑定ヲ命スルノ職權アルモノナリ若シ論者ノ說ノ如ク第一檢視ヲ爲シタル醫師ヲシテ無上ノ權ヲ有セシメナハ世ノ法醫の事件ハ如何ナル慘況ニ墮落スルモ知ルヘカラス論者試ニ達觀のニ我醫海ヲ通視セヨ全國凡ソ四萬ノ醫師中秩序的ノ學術ヲ經タル者蓋シ一萬ヲ過ルコト未ダ遠キニアラサルナリ論者果シテ如何ト爲スカ論者答テ曰若シ子ガ說ノ如クンバ余又何チカ云ムト

警察官 (承前)

石井光美稿

第八章 干渉保護

海ノ囀クヤ怒濤激浪ヲ生シ茫漾汎濫シテ地ヲ流シ屋ヲ倒ス觀者以テ大海ノ津涯ナキ爲メトナセハ誤アリ水其範圍ヲ失スレハナリ凡ソ物トシテ範圍アラサルハナシ草木禽獸魚介蟲ノ微ニ至ルマテ各其範圍ヲ守ル現ニヤ人類ヲ況ンヤ之カ保護者タル警察官タルヤ故ニ警察官タルモノ其負擔スル所ノ事務ヲ實行スルニ當リテハ範圍ノ二字ヲ嚴守セサルヘカラス苟モ範圍ヲ超脱セハ抑制ト爲リ干渉ト爲リ緩慢ト爲リ放任ト爲ル猶ホ海水ノ汎濫スルカ如シ其害擧クテ言フヘカラス範圍トハ何ンヤ法律規則是レナリ法律規則ニ基キ職分ヲ盡ス之ヲ保護ト謂フ其外ニ脱シテ事ヲ爲ス之ヲ干渉ト謂フ

然リト雖トモ所謂法律規則ナルモノハ社會百般ノ事物ヲ網羅シ盡スヘキニアラス而シテ警察事務モ亦此ノ森羅萬象ノ事物ニ應シテ措置シ實ニ千差萬別モ密ナラス故ニ事々物々悉ク法律規則ニ照順シ得ヘキニアラサルナリ元來行政ノ事タル法律ノ範圍内ニ於テ自由ノ運動ヲ爲シ現實特殊ノ事柄ヲ處理スルハ彼ノ司法ノ法律ヲ標的トシ他ノ告訴告發ヲ俟ツテ一事一件ヲ處分スルト同シカラス故ニ警察ハ公利公益ヲ旨トシ苟モ法律ノ範圍ヲ越ヘサル限リハ其進退坐作ヲ自由ニスル固ヨリ妨ケナキナリ格言ニ曰ク必要ニ法律ナシト又曰ク必要ハ格段ナル時ト所トノ法律ナリト今夫レ烈火炎焰天ヲ覆ヒ家屋ヲ燒燬スルコト幾白其災害ノ延ヒテ底止スル所ナカラシ警察官ハ茲ニ非常權ヲ以テ消防夫ヲ指揮シ其未タ燒燬セサル家屋ヲ引崩シテ火勢ヲ滅殺シタルノ例甚ナカラス而シテ人民亦此措置ヲ以テ過當ト爲サルモノハ是レ公利公益ヲ希圖スル點ニ於テ寔ニ止ムヲ得サレハナリ然レトモ若シ過慮妄斷シテ一舉手一投足ヲ誤マランカ其損害賠償ノ責ヲ辭スル能ハサルモノ實ニ範圍ヲ脱スレハナリ

干涉ト保護トハ其名稱ノ全ク異ニシテ其結果ノ差アルニ拘ハラズ事ノ實際ニ於テハ常ニ相密着シテ其間毛髮ヲ容レズ保護一步ヲ誤レハ干涉ナル蓋シ警察事務ノ性質トシテ保護セント欲セハ勢ヒ事物ニ交渉セサルヲ得ズ銘々手トシテ動イテ靜止セサル猶ホ時計ノ如シ上ニ遵守スヘキ法律規則アリ下ニ保護スヘキ自由權利アリ其間ニ介立シテ國家ノ秩序ヲ維持セント欲ス其困難ナルコト固ヨリ言ヲ俟タサルナリ然レトモ善良ナル園丁カ草木ヲ培養セントスルヤ勉メテ雜草ヲ剷除シ荷モ濫リニ根幹ヲ曲ケ枝葉ヲ纏セス而シテ草木繁榮ス警察官ノ人民ヲ保護シテ其禍害ヲ除去シ徒ラニ干涉シテ權利ヲ毀損セサルコト宜シク園丁ノ如クシ

テ始メテ人民安寧ナリ茲ヲ以テ事休ノ輕重ヲ顧ミ事理ノ當否ヲ慮リ機敏ニシテ凝滯セス進シテ干涉抑制トナラス退イテ緩慢放任トナラス法律ノ精神ヲ斷味シテ能ク變通活用シ之カ執行ノ忠僕トナリ孜々怠ラスンハ則チ善良ナル園丁タル難カサルナリ矣

第九章

斃而已矣

危難ヲ犯シテ意トセス險阻ヲ踏ンテ顧ミサルモノ世間其人ニ乏シカラス其ノ非命ノ死ヲ遂ケ身魚腹ニ葬ラレ猛獸ノ餌トナリシモノ亦甚タ多シ而シテ是レ皆利益ヲ僥倖シタル者ナラサルハナシ彼等ハ其性命ヲ愛寵セサルニアラス又タ死ヲ惜マサルモノニアラサルナリ唯累々タル奇貨ノ眼前ニ横ハルカ爲メ利慾ノ淵ニ沈ミ眞心ヲ喪失セシニ外ナラス若シ幸ニシテ其希望ヲ全フスルヤ一獲萬金直ニ陶朱綺頓ノ富ヲ致ス亦難カラズ宜ナリ人ノ性命ヲ賭シテ危難ニ赴クコト決シテ怪ムニ足ラサルナリ然レトモ錮録ノ利益ヲ目的トセズ丹心其職ヲ盡サント欲シ身斃レテ妻子ノ飢餓ニ叫フヘキヲモ顧ミス劔山湯池ノ險難ヲ冒シ人ノ性命財產ヲ保護シ義ハ泰山ヨリモ重ク死ハ鴻毛ヨリモ輕シトシ斃而已矣者ハ獨リ警察官ニ望ムヘキナリ

斃而已矣ノ事タル口之ヲ稱スルモ行ニ之ヲ現ハス極メテ難シ忠勇公ニ奉スルノ念篤キ者ニアラサレハ能ハサルナリ幸ニシテ吾國警察官ハ忠實武勇ニシテ所謂大和魂ナルモノヲ稟性シ諸ヲ内ニ蘊メテ氣節凜然諸ヲ外ニ彰シテ武勇當ルヘカラサルモノアリ嗚呼天地ノ間至大至剛ナルモノ此ノ大和魂ヲ措イテ他ニアラサルナリ既ニ之ヲ性ニス事ニ當リテ發シ物ニ觸レテ動キ身命ヲ犧牲ニ供シ其職ヲ全フシタルモノ鮮カラス此ノ忠勇實ニ吾國ノ遺德ニシテ萬邦ニ冠絶スル所以ナリ意フニ吾志ニシテ行ハレサルモ其去就チ苟モセス吾

義ノアル所小官ト雖トモ屑シトセサル所ナシトノ心アリ以テ警察官タルヘキナリ若シ利祿ノ爲メニ其節ヲ左右スル如キハ其ノ心事ヤ既ニ卑シ復タ與ニ語ルニ足ラサルナリ聞ク英國倫敦府ニ於テハ昨夏警察官一同團結シテ俸給ノ増額ヲ請求シ將ニ同盟罷職ヲ企テントセリト夫レ英國ハ歐洲ノ文明國ナリ世人警察ヲ評セバ必ス指テ英國ニ屈ス而シテ其警察官既ニ斯ノ如シ噫亦止ムヘカラスヤ異邦ニ在ルノ吾人爲メニ長大息セズハアラズ

吾人カ所謂斃面已矣ナルモノハ險ヲ冒シテ避ケス難ヲ見テ進ムノ謂ニアラサルナリ匹夫ノ勇尙ホ險難ヲ犯シテ身ヲ顯ミサルニ非スヤ彼ノ暴虎馮河シテ死シテ悔オキモノハ吾人取ラサル所ナリ故ニ警察タルモノハ唯剛氣ノミヲ以テ貴シト爲サズ誠意ト義勇莫ルヘカラス剛極マルトキハ則チ躁暴ニ失ス吾既ニ暴ナリ彼輩ノ暴ナラサランヤ暴ヲ以テ暴ヲ買フ警察官ノ耻ツル所ナリ語ニ曰ク白刃ヲハ蹈ムヘシ中庸ヲハ能スヘカラスト警察官ノ其責ヲ盡ス一死以テ償フニ足ラサルナリ應ニ盡スヘキハ盡シ守ルヘキハ守リ而シテ又々斃面已矣ノ精神ヲ保持シ變々然トシテ誠ヲ存シ蕩々乎トシテ顧慮ノ意ナク危難ノ地ニ在リト雖トモ其守ヲ失ハサルニ在リ其中庸ヲ得ルヤ寔ニ難シ難キヲ勤メテ怠ラス是レ誠意ナリ人疾病ニ惱サルレハ尙ホ且ツ死ヲ勝レリトス况ンヤ警察官ノ一朝事アルニ際シテハ眠食ヲ欠キ晝夜東西ニ奔走シ其責任ヲ盡サ、ルヘカラス若シ常人ヲシテ之ニ當ラシメハ病ヲ寢寐ニ在ルノ比ニアラサルナリ然レトモ能ク其艱苦ニ耐ヘ身ヲ忘レテ勉ムルモノハ義勇ノ心之ヲ然ラシムルナリ而シテ此ノ忠勇誠義皆十根ヲ大和魂ニ發ス警察官タルモノ念一念遺次頻沛ニモ忘ル、コトナク誓フテ發セサルヘケシ哉勉旃ヨヤ屬旃ヨヤ古人言ヘルアリ斃面已矣(未完)

寄 書

●古物商條例第四條ニ於ケル認可ト
同第六條ニ於ケル許可ノ區別ヲ論
シテ認可若クハ許可ノ后々不正品
タルコトノ發見シタル時警察官又
ハ巡查ノ責務如何ニ及フ

在群馬 白嶺山人

古物商條例第四條ノ認可ト同第六條ノ許可トハ元ヨリ事實上ニ於テ輕重ナシト雖トモ本例ニ於テハ認可ハ輕ク且ツ其範圍ヲ廣クシ便宜ヲ與ヘタルモノナリ許可ハ認可ニ比シテ重ク且ツ範圍ノ狹キモノナリ何ントナレハ第四條ニ於テハ警察官若クハ巡查トアリテ第六條ニハ單ニ警察官ノミ限リ巡查ニ於テハ法規上權利ヲ制限シアレハナリ而シテ予カ本例ニ於テ輕重ノ別アリト云フ所以ノモノハ第四條ハ例セハ旅行人カ一時ノ旅費ニ支ヘ携帯ノ衣物類ヲ賣却若クハ交換セントスル如キ場合ニシテ這ハ警察署若クハ派出所駐在所其他巡回ノ警察官若クハ巡查ニ届出認可ヲ受クルコトヲ得ルモ第六條ハ特ニ警察官ノミニ限リ

巡查ヲ除キシハ畢竟盜罪以下ノ前科者ハ古物商ト故買等ノ關係ヲ生シ易ク隨テ其物質ニ就テ調査ヲ要シ巡查ニ一任シ得ヘカラスナルヲ以テナリ抑モ本例ニ所謂認可許可ヲ受クヘシト規定セラレタルハ古物商ヲシテ他日出所不明ノ物品ニ對シ辨明ヲ爲サシメ又ハ古物商カ私擅ニ贋品ヲ故買スル弊害ヲ防制スルニ出タルモノニシテ物品其モノニ就イテ警察官吏ノ保証ヲ求ムヘキ法ノ精神ニアラサルモノトス然ルニ論者アリ認可若クハ許可ヲ與タル後チ贋物等ノ發見シタル時ハ其當該官吏ハ誤認ノ責アリトシテ法律ノ明文ナキモ職務執行上過失ノ一トシテ官吏懲戒ヲ受クルコトアリト主張スルモノアレハ論者ハ認許可依テ起ル所ヲ詳ニセサルノ結果ニ出タル誤解ナリト云フノ誹ヲ免カレサルモノト信ス

論者ヨ古物商ハ身元不詳者ヨリ物品ヲ買取リ又ハ交換スルコトヲ得サルモノナルヲ以テ若シ身元不詳者カ物品ヲ賣ラントスルニ當リ旅行其他一時寄寓ノ如キ場合ニアリテハ證人トナルヘキモノナク而シテ其物品ニ就テハ毫モ疑ヲ存スヘキモノニアラサルモ古物商ハ其賣人ノミヲ以テ買取ルコトヲ得ル故ニ此場合ニ於テハ身元詳ナル證人ナキニ付不得止買受ノ認可ヲ

請フモノニシテ前段叙述ノ如ク古物商ノ買受ヲ認可スルモノナリトス蓋シ本例第四條ノ設クナキハ古物商カ不正ノ物品ヲ買ヒ口ヲ藉ルノ道路アルヲ以テ之ヲ防制スル法律ナリトス

然レトモ茲ニ注意スヘキコトアリ警察官若クハ巡查ニ於テハ古物商カ認可ヲ受クルモノニシテ物品其モハ、保証ヲナスニアラストシテ輕卒ニ認許スル如キハ萬アルヘカヲサルモノトス宜シク實際ニ於テ警察官吏ハ其者ノ身元物品ノ性質出所賣換ノ理由等詳細調査スヘキハ勿論予カ敢テ贅言ヲ要セサル所ナリ論者請フ之ヲ了セヨ

●警察ノ大要

警察トハ行政官カ法律勅令ノ許容スル範圍内ニ於テ一個人ノ自由ニ直接ニ立チ入り法律ノ欲スル一定ノ狀況ヲ維持スルヲ目的トスル行為ナリ
右ノ如ク警察ハ法律ノ欲スル所ノ秩序ヲ維持スルヲ以テ其目的トナスカ故ニ警察ノ目的ハ專ハラ法律ト事實トノ抵觸ヲ除去スルモノニアリテ存スルモノト謂フヘキナリ語ヲ替ヘテ之ヲ云ヘハ警察トハ法律ヲ執行シ社會ノ事實ヲシテ法律ノ希望スル如ク成立

如キ他ノ行政ノ目的ヲ執行スル爲メニ之ヲ行フモノニ外ナラサレハナリ又縱令社會ノ秩序ヲ維持スルカ爲メニシテ所謂保安ノ爲メニスルモノト雖モ之ヲ警察ト稱セサルモノハ例ヘハ街道ニ瓦斯燈ヲ點シテ盜難其他ノ危險ヲ豫防スルハ警察ニアラス之ニ反シテ往來ノ人々ニ命シテ提灯ニ點火セシムルコトノ如キハ素ヨリ前例ト同一ノ目的ヲ達スルモノナレハ是レ即チ警察處分ニ屬スヘキモノトス
以上概略ノ説明ニ依リテ警察トハ直接ナル權力ノ應用ニシテ他人ノ自由ヲ制限シテ法律ノ希望スル一定ノ狀態ヲ喚起スルヲ指示スルモノナルコト明カナリトス

諸又行政官カ警察ヲ行フニ當リ法律ハ行政官ニ二個ノ方法ヲ附與セリ即チ其一ハ警察規則ヲ發布スルノ權ニシテ其二ハ警察處分ヲ行フノ權トス然レハ警察官ナルモノハ必シモ此二個ノ權力ヲ併有スルモノニアラスシテ或ハ警察官唯行政命令ノ權アリテ處分權ナク他ノモノハ唯處分ノ權アリテ命令ノ權ナキコトアリ是等ノ職權ハ宜シク各現行ノ法律規則ニ依リテ之ヲ調査スルコトヲ必要トス故チ以テ現行法ニ於テ警察官ト稱スルモノト前述セル行政法理ニ云フ警察

シ及存在セシメシメテ欲スルニアリ是レ即チ警察カ他ノ行政事項ト異ナル要點ナリトス而シテ警察ナルモノハ直接ニ人身ノ自由ニ立チ入ルヲ必要トシ法律ヲ維持スルヲ目的ト爲スト雖モ自由ヲ制限スルヲ須ヒスシテ法律ヲ維持シ得ル場合ハ敢テ警察ニアラス又人身ノ自由ヲ制限スト雖モ自由ノ制限ヲ以テ其目的ト爲スニアラスシテ他ノ行政ノ目的ヲ達スル手段ニ止マルトキハ是レ又警察ニアラサルナリ是故ニ警察ナルモノハ直接ニ自由ヲ制限スルコトヲ以テ最モ必要ナル條件トス設令ハ法律ニ於テ道路ノ幅員ハ十間ナルヘシト命スルトキニ方リ他人ノ自由ヲ妨ケスシテ能ク法律ノ希望スル幅員ヲ定メ得ヘキトキハ學理上之ヲ警察ト稱スヘキモノニアラス然リ而シテ他人ノ自由ヲ制限スルヲアルモ其目的ニシテ社會ノ秩序ヲ整理スルニアラサルトキハ是レ又警察ニアラサルナリ例令ハ租稅ヲ賦課シテ之ヲ徵收スルニ當リ若シ之ニ應セサルモノアルトキハ強行手段ヲ以テ之ヲ徵收シ若クハ徵兵ノ事務ヲ執行スルニ方リ其犯則者ヲ處分スルカ如キハ何レモ法律上警察ト稱スルヲ得ス何トナレハ是等ノ自由ヲ制限スル目的タルヤ租稅ヲ徵收スルコト若クハ兵隊ヲ備フルコトノ

官ト稱スルモノトハ必シモ一致セズ然レハ行政裁判ノ判決ヲ下スニ際シ行政法理ヲ論スルニ當ツテハ現行法ノ規定如何ニ拘ハラズ須ラク前ニ述ヘタル原則ヲ遵守スルコトヲ必要トス何トナレハ現行ノ規則ニ於テ警察官トハ斯々ノモノヲ稱スト云フノ規定ハ行政部内ノ訓令ト云フヘキナリ總テ行政訓令ハ行政部内ノ事務官相互ノ間、語ヲ替ヘテ之ヲ云ヘハ上官ヨリ下官ニ對スル一種ノ訓令ニ過キスシテ第三者ニ對シテハ法律上ノ効果ヲ及ボスモノニアラサレハナリ故ニ國家ト一個人トノ間ニ於ケル法理ノ爭訟即チ行政裁判ハ訓示達示其他行政部内ノ諸規定ヲ以テ之ヲ決定裁判スルヲ得ス是ヲ以テ是等ノ訓令内論ハ行政官ノ懲戒處分ヲ爲スニ當テハ遵守スヘキ標準タルハ勿論タリト雖モ法理ノ裁判ニ至テハ之ヲ事實トシテ提出スルノ外敢テ法規ト認ムヘキモノニアラサルナリ
左レハ行政法ニ於テ警察官ト稱スルハ總テ警察ヲ行フ職權アル行政官ヲ汎稱スルモノニシテ例ヘハ國務大臣カ警察命令ヲ發スルトキハ國務大臣ハ即チ警察官ナリ故ニ法律ニ依リテ特別ニ警察官ノ職務ヲ行フモノアリ或ハ勅令ニテ定メタル官制ニ依リテ警察ノ

事ヲ常務トスルモノアリト雖モ此二者ノ區別ハ實際
上ノ區別ニシテ法律上ニ於テハ二者共ニ均ク行政
官タリ
夫レ警察命令ト警察處分ノ區別ハ法規ト處分トノ區
別ナリトス法規トハ一定ノ事實ヲ豫想シテ其事柄ノ
存在スルトキニハ一定ノ法律上ノ結果ヲ惹起スルコ
トヲ定メタルモノナリ處分トハ一定ノ結果ヲ喚起ス
ル事實上ノ行為ナリ故ニ警察命令ハ一般ノ規定ヲ與
ヘ警察處分ハ一定ノ事實ヲ喚起スルモノニシテ其間
實ニ規則ト行為トノ區別アリトス
警察命令ハ一般ノ規則ニシテ直接ニ臣民ノ自由權利
ニ立入ルモノナリ故ニ歐洲憲法上普通ノ例トシテ法
律ヲ以テ之ヲ定ムルカ若クハ法律ニ於テ行政官ニ委
托スルカ二者其一ニアラザレハ到底行政官ハ獨立シ
テ警察命令ヲ發スルコトヲ得ス我國ノ現行法ニ依レ
ハ警察命令ハ法律若クハ君主大權ノ命令スル所ニ依リ
行政官ニ於テ之ヲ發スルコトヲ得ルヲ以テ此種ノ命
令タルヤ其本体ニ於テハ立法ノ事業ニシテ唯タ主權
者ノ許容シタル範圍内ニ於テ行政官之ヲ行フニ過キ
サルナリ故ニ歐洲行政法學者殊ニ佛國人ハ之ヲ稱シ
テ第二ノ法律ト名ケ或ハ之ヲ委托ニ由ル法律ト稱セ

リ何トナレハ其性質タル國家ト一個人トノ間ニ於テ
直接ニ自由ノ制限ヲナスコトハ即チ法律ト同一ノ價值
アルヲ以テナリ之ニ反シテ警察處分ハ行政官本來ノ
職務ナリトス蓋シ法律若クハ大權ノ命令ニ由リテ直
接ニ警察所分ヲ行フコトハ敢テ妨クナシト雖トモ是
レ實ニ變則ニシテ特定ノ場合ニ臨ミ特定ノ事件ヲ處
分スルコトハ實ニ行政官ノ職務ナリ
諸又警察所分ノ依テ起ル原因ハ警察法規ト社會ノ事
實トノ二者一致セシテ互ニ齟齬スル場合ニ生スル
モノナルヲ以テ其抵觸ヲ除クコトハ一ニ所分ノ目的
ニシテ直接ニ事實ヲ法律ニ從ハシムルモノナリ只其
警察命令ト異ナル所ハ一般ニ對セシテ特定ノ人ニ
對シ某ノ事柄ヲ爲スヘシト命スルノ點ニアリトス故
ニ命令ハ法ト事實ノ抵觸ヲ豫想スルニ止マリ所分ハ
其抵觸ニ由リテ始メテ起ルモノナリ
茲ニ又警察命令ハ二様ノ方式ヲ以テ發スルコトヲ得
ヘシ即チ第一ハ一定ノ規則ヲ設ケテ之ヲ守ルヘシト
命スル方法ニシテ第二ハ一定ノ行為アルモノハ之ヲ
罰スルノ方法ナリトス即チ二者其目的ハ同一ニシテ
只其方法ヲ異ニセルニ過キス蓋シ法ハ強行ノ性質ア
ルモノナルヲ以テ罰則ノ有無ニ拘ハラズ權力ヲ以テ

之ヲ強制スルコトヲ得ヘシ然レトモ命令ノ方法ト爲
スヘカラサルコトヲ禁止スルノ方法トハ警察實際上
ノ必要トシテ之ヲ區別シ何レノ方法ヲ以テスルモ皆
行政命令タルコトヲ失ハサルナリ歐洲各國ノ憲法ニ
於テハ或ハ警察規則ハ命令法ニ止マリテ禁止處罰ノ
法ニ及ハサルモノアリ然レニ其實際ヲ見ルトキハ刑
法ノ一部トシテ禁止處罰ノ法ヲ編纂シタルモノニシ
テ警察官カ直接ニ第二ノ方法ヲ採用スルト同一ナリ
トス又佛國及南方獨逸ノ法制ニ依レハ警察所罰ヲ以
テ刑法ノ一部トナシ行政命令ニハ命令ノ方式ノミヲ
爲スコトヲ許スモノナリ英國若クハ「プロイセン」ノ
制度ニ依レハ法律ノ許ス區域内ニ於テハ行政官ハ兩
様ノ方式ヲ以テ命令ヲ發スルコトヲ得ヘシ我國從來
ノ制度ニ於テモ亦行政官ハ兩様ノ方式ヲ以テ之ヲ爲
スコトヲ得ルモノトセリ而シテ警察處分ハ警察命令
ノ欲スル所ヲ執行スルニ止マルカ故ニ法律又ハ命令
ノ規定外ニ於テ隨意ノ所分ヲナスコトヲ得サルヲ論テ
俟タス警察規則ノ違犯者ニ對スル制裁ト刑法上ノ刑
罰トハ區別スル所以ハ我國ノ現行法ニ由レハ單ニ其
明スル所ハ又他ニ理由アリテ存ス所謂警察罰（違警

罪）ハ敢テ刑罰ニアラス專ラ犯則者ヲシテ法律ニ依
ラシムルコトヲ欲スルモノニシテ單口損害賠償ノ如
ク法則ヲ破リタルコトヲ矯正スルヲ以テテ目的トス
ルモノナリ故ニ其意思ノ如何ニ拘ハラズ又嚴格ノ解
釋ヲ下シテ破毀セラレタル法度ヲ修繕スルヲ以テテ
目的トスルニオアリ然ルニ刑罰ハ專ハラ其者ノ行為ニ
依リ其意思ヲ探究シテ其罪ヲ問フモノナレハ警察ト
其目的ヲ異ニスルコト素ヨリ論テ俟タサルナリ是レ
ヲ以テ此二者ハ制裁ノ大小輕重ニ依リテ區別スヘキ
モノニアラスシテ全ク其性質ヲ異ニセルモノト云ハ
サルヘカラス是レ實ニ從來多數學者ノ唱道セル議論
ナリトス

右ハ專ハラ當時法學社會ニ於テ博議ノ聞ヘタル
某氏ノ所說ニシテ學理上ヨリ警察ノ大要ヲ論シ
テ餘蘊ナキニ敬服セリ從テ世ヲ益スル尠ナラ
サルヘシト信シ敢テ本誌ノ讀者ニ紹介セント欲
ス記者足下紙上ヲ割愛セラルレハ幸甚

湛 華 生

統計

●明治二十四年全国火藥類買高

府縣	品目	買高
東京	火藥	二四、六五六、一五五
京都	火藥	一、二七、一五九
大阪	火藥	九、三三六、〇一四
神奈川	火藥	一、一四〇、一七〇
兵庫	火藥	四、八一七、四二三
長崎	火藥	一、〇二九、九一四
新潟	火藥	五、九八九、一〇七
埼玉	火藥	五三一、三三〇
群馬	火藥	九、九二六、二一〇
千葉	火藥	三六三、八〇五
茨城	火藥	二七、二七八〇
栃木	火藥	四、一一五、五一
奈良	火藥	一、四二八
三重	火藥	一、三八七、九四〇
愛知	火藥	七、三九四、五九三
靜岡	火藥	二、〇二四、二七五
山梨	火藥	一、二二八、五六六
滋賀	火藥	六、二〇四、一〇
東京	彈藥	四七六、三三九
京都	彈藥	二、七九二
大阪	彈藥	二五、九九五
神奈川	彈藥	四、一三五〇
兵庫	彈藥	七、五七〇
長崎	彈藥	一、八〇〇、六七
新潟	彈藥	六〇四、六〇〇
埼玉	彈藥	一九二、二〇九
群馬	彈藥	二、六九八、二〇〇
千葉	彈藥	三〇、四〇三
茨城	彈藥	三、〇〇〇
栃木	彈藥	八、五〇
奈良	彈藥	四、四〇〇
三重	彈藥	一、四八〇
愛知	彈藥	三、二九一
靜岡	彈藥	二、〇一八
山梨	彈藥	二、一五〇
滋賀	彈藥	一、〇〇〇
東京	火管	一、七七一
京都	火管	三、〇〇六、六二一
大阪	火管	二、六〇〇
神奈川	火管	六、三七六、八〇
兵庫	火管	八、一六
長崎	火管	三五七、五六五
新潟	火管	六、一〇八、三一
埼玉	火管	三〇、七〇五
群馬	火管	三、八一八、五〇
千葉	火管	九、六一〇、八四
茨城	火管	四、五四四、二〇〇
栃木	火管	二、七九、四四五
奈良	火管	八、一七、六五四
三重	火管	一、〇九、七〇
愛知	火管	三、一七、八七二
靜岡	火管	一、三七七、三七四
山梨	火管	八、三〇、六五九
滋賀	火管	二、五〇六、二二六
東京	雷管	一、五、三七四、八四七
京都	雷管	三、三九、九三〇
大阪	雷管	八、三三八、三九四
神奈川	雷管	五、二六、九〇〇
兵庫	雷管	三、六八、九六七
長崎	雷管	三〇、七〇五
新潟	雷管	三、八一八、五〇
埼玉	雷管	九、六一〇、八四
群馬	雷管	四、五四四、二〇〇
千葉	雷管	二、七九、四四五
茨城	雷管	八、一七、六五四
栃木	雷管	一、〇九、七〇
奈良	雷管	三、一七、八七二
三重	雷管	一、三七七、三七四
愛知	雷管	八、三〇、六五九
靜岡	雷管	二、五〇六、二二六
山梨	雷管	四、六、一九〇
滋賀	雷管	一、〇〇〇
東京	發火金	一、〇〇〇

府縣	品目	買高
東京	火藥	一、七五七、三五五
京都	火藥	二、七九七、三〇一
大阪	火藥	四、六〇八、〇七四
神奈川	火藥	五、九六四、七三
兵庫	火藥	三、〇九四、九五〇
長崎	火藥	六、七八九、八〇
新潟	火藥	九、九四三、四六
埼玉	火藥	三、四三七、六〇六
群馬	火藥	一、八六五、五五四
千葉	火藥	二、二六六、三三三
茨城	火藥	六、八五、四九〇
栃木	火藥	一、八八六、四二
奈良	火藥	一、五〇一、九八三
三重	火藥	四、三二一、八六〇
愛知	火藥	四、八八七、八三一
靜岡	火藥	三、一八〇、二七三
山梨	火藥	四、九六四、四三〇
滋賀	火藥	三、八四五、四七九
東京	彈藥	七、三二、一八〇
京都	彈藥	二、四〇〇
大阪	彈藥	一、四〇〇
神奈川	彈藥	四、四三三
兵庫	彈藥	四、四三三
長崎	彈藥	一、四〇〇
新潟	彈藥	二、〇〇〇
埼玉	彈藥	四、三三八
群馬	彈藥	一、二一、六〇
千葉	彈藥	八、八、二〇〇
茨城	彈藥	三、六、二〇〇
栃木	彈藥	一、四、二〇〇
奈良	彈藥	三、八、五〇〇
三重	彈藥	一、二一、六〇
愛知	彈藥	三、八、五〇〇
靜岡	彈藥	一、二一、六〇
山梨	彈藥	三、八、五〇〇
滋賀	彈藥	一、四、二〇〇
東京	火管	一、〇二七
京都	火管	二、二四、八〇一
大阪	火管	八、九、五〇
神奈川	火管	三、三三〇、八〇
兵庫	火管	八、一〇、四八
長崎	火管	八、四八、二四〇
新潟	火管	三、〇〇〇
埼玉	火管	四、八、〇〇
群馬	火管	三、一九八、三八
千葉	火管	三、五、六九〇
茨城	火管	一、〇六、二〇〇
栃木	火管	三、〇〇〇
奈良	火管	六、八、五〇
三重	火管	一、二一、六〇
愛知	火管	三、八、五〇〇
靜岡	火管	一、二一、六〇
山梨	火管	三、八、五〇〇
滋賀	火管	一、四、二〇〇
東京	雷管	一、〇二七
京都	雷管	二、二四、八〇一
大阪	雷管	八、九、五〇
神奈川	雷管	三、三三〇、八〇
兵庫	雷管	八、一〇、四八
長崎	雷管	八、四八、二四〇
新潟	雷管	三、〇〇〇
埼玉	雷管	四、八、〇〇
群馬	雷管	三、一九八、三八
千葉	雷管	三、五、六九〇
茨城	雷管	一、〇六、二〇〇
栃木	雷管	三、〇〇〇
奈良	雷管	六、八、五〇
三重	雷管	一、二一、六〇
愛知	雷管	三、八、五〇〇
靜岡	雷管	一、二一、六〇
山梨	雷管	三、八、五〇〇
滋賀	雷管	一、四、二〇〇
東京	發火金	一、〇〇〇

福	大	佐	熊	宮	鹿	沖	北	總
岡	分	賀	本	崎	兒	總	海	計

一七九、四九六	一四六、一三〇	二七、四〇八〇	四、八五九、三二〇	二、五五一、三三〇	三、七六〇、三八五	四六、六〇〇	八四、五八二	三、四九六、四八四
三九、一〇〇	五〇							
二、七六七、三三〇	一、一六	一六九、二二〇	七、七六〇	七、四五六〇	三、〇〇〇	二八三、九七四	七二〇、一六〇三七	七〇、八三一
二五〇、七七八	九、一〇〇	一八五、〇〇〇	一〇、六九〇	一五〇	五、一七四八	四〇〇	三、八五三	三、四七九、四一
一、一八四、七二三	一八〇、六五〇	三三八、五〇〇	五、二一〇〇	一七九、九〇一	四四四、五九四	五〇、三三〇	五、六〇六、六六	四二、一〇六、一〇〇
四、一〇〇				五〇〇			五、六〇〇	

雑誌

●監視假免の上申に就て

刑法附則第三十六條を見るに「監視を付せられたるもの其規則を遵守し悛改の状あるとき警察官吏より其事實を上申し内務司法兩卿の命を受けて假り監視を免するを」とあり此文意を解すれば「監視を執行するところの警察官吏より直ちに内務司法兩大臣に上申して假免の命を請ふものたること」誠は明瞭なり之れ畢竟刑法附則第廿一條「監視の主

刑の終りたる後仍は將來を検束するため警察官吏をして犯人の行狀を監視せしむるものとす」とあるより監視の任を警察官吏に與へられたるものなれば其任務を負ひ絶えず犯人の舉動を監視し有形無形の間に於て悛改の状ありや否やを親しく認識するところの警察官吏をして此上申を爲さしむるは當然のこと云ふべし然るに記者の之れを當局者は聞く各地方より假免を上申するもの往々警察署長より府縣知事より上申し府縣知事より内務司法兩大臣に上申する向あり又は警察分署長より警察署長より上申し警察署長より兩大臣に上申する向ありて爲めは主務省は於

てい層々手續の違法を匡すの煩ありと記者思ふも前已に述る如く假免の上申は親しく監視を執行する當務者に命せられたるものにして府縣知事は監視の任務を負ふものゝあらず然らば府縣知事は上申すべき職權なきものなりと云ふも可なり又分署なるものは警察署の一分派に過ぎずとい謂へ一個の官署として執行上責任を有するものなれば分署長の執行する監視者の假免を本署長より上申することの失當なるは尙ほ知事の上申に於けると徑庭なきなり但警察署長分署長より直ちに上申するも其の上申書提出の手續に於ては府縣知事を経て進達すべき筈なるに申すまでもなし唯府縣知事自ら上申すべきものゝあらずと知るべきなり記者又當局者より聞くところによれば右の上申書は「逡巡の復命書或は裁判宣告書の寫監視表の寫等種々の書類を添付すること殆んど常の如く」して當局者の却て處理上其煩は堪へざるよし是等繁文省署の冒題は於て宜しく注意せらるべきものなるべし當任者自身か悛改の状ありと信じて上申するものなれば其信するところの事實理由を詳具して要領を失はざれば夫れは足るべく徒らに書類を多くするも其要を得ざれば寧ろ書類なきの簡なる

ゝ如かきること方々なるべし序ながら尙ほ記者の一般當局者は向て反省を望むものあり獨り監視假免の上申に限らず或は上司の命令に依り或は他衙の照會に依り或は自己の發動に依り事實を具して上申報告回答等を爲すは當りて先づ事實の調査を屬僚に命じ屬僚復命書を呈すれば長官の即ち別紙復命書の通りは付御承知相成度云々と云ふ様なる簡單なる書面を付して上申報告及び回答を爲し一重きを復命書に置き肝督の上申報告及び回答書の恰も中間の官衙よりする進達書に過ぎざるか如き体あるもの記者嘗て屢々實際を目撃せし處なり之れ果して當を得たるものなりや事實の調査は實際屬僚に委任すること多々あるべしと雖とも之か責任を負ふもの長官其人ゝあらずや屬僚の手足なり耳目なり復命書の手足耳目より腦府は訴ふるところの口上たるに過ぎず腦府一たび其訴を受けて之れを信すべしと爲さば即ち之れを腦府自己の意見として他は表示すべきは當然の事なり若し人あり我が手此品を堅きものと雖も我目此品を赤きものと見たる故に君之れを赤くして且つ堅きものと知れど謂ふ者あらば誰れか其言葉の迂なるを嗤はざらんや既ち手足耳目の訴に依りて

堅く且つ赤きものと知らぬ何ぞ自ら之れを堅くして
且つ赤きものなりと斷言せざる斯く謂ひ、或の詳細
を復命書に譲りて本書に概略を記するの畢竟手数を
省略するものにして即ち繁文省略の道は外ならずと
謂ふものあらん然らば復命書なるものの何の爲め
するものなるか謂ふまでもなく長官自身の参考の爲
めは微するものなるべし然らば口頭の陳述を聞き面
して復命書を作るどころの筆と紙とを以て上申報告
回答の本書を作らば一の繁文もなきよあらずや若し
復命書として其趣旨を留め置くの必要別は存するな
らば兎も角も之れを他へ送付して差支なきものなり
とすれり寧ろ之れを微せしめて單に陳述のみを聴取
するも差支なき道理なるべし勿論詳細を復命書に譲
りたりとて責任を免るゝ筈なく又責任を避くるの意
は出づるものよあらずるの固よりのことなるべきも
既に責任を有する文書なりとすれり決して体の宜し
きを得たるものよあらずるのみならず一通の文書と
して足るものを二通と爲さるゝ之れ求めて繁文は陷る
ものよあらずや記者の斯る失体の常套とされるを嘆
するものなり當局者請ふ一顧せよ

るを知らざるの普通の状態にして毫も怪むる足らず
記者の何故の斯の如き言を爲すかと果して然らば請
ふ一考せよ彼の如く日常諸車の往來頻繁なる間、於
て此の如く整然たる秩序の實際は能く行はるゝあ
るの仮令其事の法令は基くものなるゝ知らずとする
も少なくとも諸車は斯る慣習の行はるゝものあるこ
とは何人とも難く自ら之れを知るゝ至らん斯くあり
てこそ法規の効能をも見るゝけれ今の有様にては公
衆の之れを知るものなき勿論現に車を轍く者さへ
も試みよ向て己れ等の遵奉すべき此規定如何と
問ひ、恐らくの夢またも之を知らざる者多々あるべ
し加之執行官吏自らも此規定の行はるゝを見て怪
まざるが如しと記者の思ふなり是等の違法の爲め衝
突轉覆等の危険を生したること幾何ありしか記者の
未だ其統計を得ざるも屢々其事實を見聞するところ
なり尤も此通行法の往來少く道幅廣き場處などにて
は強て守らざるも實害なく又或の機會は於ては却て
之を恪守するを得ざるか如き場合もあれ其制裁は
於ては各地方何れも直ちよ之を罰せざるを例とする
ものゝ如し處罰の實害を生したる時と限るも或の可
なり其實行を督促することに至ては實害を生したる

●諸車の取締

法令の備らざるの理と勢とよ於て之れを補ふことを
得べきものあり備はれども行はれざる法令よ至ては
被治者をして一般の法令を輕侮するの念慮を起さし
め其實害は測るゝからざるものあり殊に警察の如き
消極的法令よ於ては最も其然るを見るなり行はれさ
る法文の寧ろ之れを廢すべし廢する能はんの假令
其事の如何は輕微なるも飽くまで其實行を期するの
當局者の最も重んずべき責任なるべし記者の往々斯
くの如き嘆を發せざるを得ざるの状況を屢々實見す
ることあるを悲む記者各地方の諸車取締法を見るゝ
何れも通行遊議法を規定せざるなく或の車馬道の設
けあるところの左を通行すべしと云ひ其設けなき處
の中央を通行すべしと云ひ或の街角を廻るときは右
の大廻りをなし左の小廻りを爲すべしと云ひ或の何
々の車は行進ふとき如何に遊議すべしと云ひ危險
豫防の策よ於ては殆ど備はらざることなし然るに一
般公衆の果して諸車の通行は斯の如き慣行あること
を知る者あるか多少の關係を有する者を除くの外恐
くは之を知る者一人もなからん讀者諸君よ斯く謂は
る諸君の疑はるゝならん事は關係なき者法規の存す

後に於てするも何かせん割合は危險を生することの
稀なるよ安んじて平生の執行を怠かせよせの終よ之
を守る者なく稀に生ずる危險すらも消滅するの期な
かるべし人命も關すべき斯る危險の決して稀な
之なきを期せざるゝからず記者の就中常々感ずるの
車馬道の設なき狹隘の街路よ於て中央を通行せし
て兩側を通行するもの之なり之れ別けて嚴重に制
止せられん事を望む兩側の雨天の後も幾分か泥濘少
く別けて夏向の日蔭となり其外種々の便利ありて歩
行者の大概店先に沿ふて通行する者多し然るに人力
車夫等の自己の厄介者たるを顧みず歩行者と同一兩
側を通行する者多く歩行者の迷惑の一と方ならず街
路の保存上よ於ても兩側のみ特は破損多く溝石を破
壞する等不都合少なからぬ様見受くるなり記者の切
望む此規定を設けられたる以上の當路者自ら其規
定を無用視するか如き事なき勿論彼等數百千の勞
働者をして殆ど動かすゝからざる習慣の如く爲さし
め局外公衆も何時しか其習慣を知らざる者なきまで
よ至らしめんことを一通行の安事を保つ爲め一の
法令の威嚴を失はざる爲め切に希望は堪へざるなり

●日本各國風俗考

人情、風俗、の變遷を究むるは、警察の要務なり、本會人國記、なる一書を藏す、載する所、日本各國の風俗を概論し數百年以前に於ける刊行なりと雖ども、聊風俗の變遷を知る一助たらんとを期し、本誌に分載するところなしぬ

雜誌記者識

畿内五ヶ國

○山城國

當國の風俗、男女とも、其詞自ら清濁分り善くして、たとへば流水の滯ることなくして、いさきよきか如し、風俗、其所の水土よしたかふものなり、此國の水の潔こと、他國よならふことなし、故に人の膚滑かなり、婦人の容色こと尋常なり、然れども武士の風儀は、柔過て不_レ宜、されども婦人脱_レ毫の勇といへば強_レかちよおとしむへからず古來王城のゆたかなる國故_レをのつから、心ゆるまりて不知不識は奢美よすこと易く、又約を變ずること易し、輕薄の意なるゆへとぞ

按_レ當國の三方山圍て南水田を開き、南低して中

○河内國

當國の風俗、上下男女ともに氣柔か_レして、譬_レゆきのあした_レ、庭前の柳枝、甚たたわむといへども、終_レは折るゝことなきか如し、然れども、士農工商とも、富る人の驕る氣ありて、他人をみくだすの心有り、上河内の山城よかわらず、下河内丹南錦郡石川の數郡、智恵ありて、氣直_レとして、たのもしき事有り、少しく卑劣なる風有_レ之とぞ

當國の東南山として、西低、池沼水田多し、西の方開て、海風を入故_レ、温和_レとして風俗柔なり、寒暑も暖氣多し、但本書に所説の下郡の人の氣直なりと云い、あつから山中の故なり、楠公の如き人も出づ

○和泉國

當國の風俗、至て實義なし、上べをうつくしくすれども、底意のかつて用ひられざる事、たとへば、はが針なき刺刀のことし、殊_レは出家町人の風俗として利心

ふ平地あり、則平安の都ありて、四神相應の地、四時の寒暑、各正氣を得て、行る所也、故に人の風俗本書に所説の如し、性質自然と中正を得なり、然れども一國の内も、南北東西の、少かわりありて、就北山中の心質朴なり、是深遠の谷育なれ_レ如_レ此、されども國風の通れざる、淫亂懦弱なる事、國中_レ同し

○大和國

當國の風俗、表郡の、人の氣名利を好むものおほし、奥郡の者の、隱るゝ氣あり山城の風俗は、大槩似たり、されども少尖なる所も有、又詞は偽を巧に_レして、功少して、名を掲けむとおもふ氣質あり、故に實義きわめてすくなし、其中芳野山中の人の、各別なり、五畿内よすくれて、潔白なれども、智謀ありて、義理を知るゝわらず、唯邪僻は不_レ陷、奢美を不好のみなりとぞ、

按_レ當國の過般山として、中平地を開く、本書に所謂表郡とい、此平地の所、奈良の故京などの邊を云なり、南の大山覆ふ、大槩と云て、甚しき深山なり、此國人皇第一、神武天皇はじめて都をたてられしより、代々の都となれるゆへに、國俗其規模に習ひ

おほきゆへ、人の財を奪ふ事、坂東風の、人を殺害して、うはふ類はあらねど、人よりそひてよく説して、後_レは必其人をはき取る、爲_レ難なりとぞ

按_レ當國の、東高西北海濱なり國中平原多し、寒暑河内_レ同し、本書の所説、不_レ實の質は、海濱なる故也、殊_レは堺の地、所謂の如し、又間々功才なる人も出たり

○攝津國

當國の風俗、大概山城國_レ似たり、就中、武士も、町人百姓のなす如く、武藝を勤むといへども、其意根、渡世利陪の爲_レと思ふ風なり、無益身のかさり、調度等、美麗を盡し、費す事をいとはず、終_レ己も窮し、人の財を損ぜしむる也、國中も、北郡少く律義もありて、諸事すくなし、あかれども、國風の免れざる、大かた欲ふかし、大和山城河内のはつれ_レて、四ヶ國の水土集會せし國なれば又善事も有_レ之總て柔弱虚誇の風也としるべしとぞ

按_レ當國の、南に海濱をうけ北の背山なり、難波津の古より、入津集會の地なり四時の寒暑暖おほき國なり、本書に所説の民俗、これ皆海濱都會の故なり、北郡とい能勢郡、有馬郡の事なり、是等の、丹

法令註解

波の國よつゝきて、風俗も海邊との馴なり、されども國風はなぬかれず、諸國運送の酒を醸、其外賣買の利得を、第一の事と下民のみなおもへる風なり、

法令註解

豫戒令詳釋 (承前)

法學士 岡 喜七郎

第五條 豫戒命令ヲ爲スニハ命令書ヲ作り其命令ヲ受クル者ノ氏名年齢身分職業本籍住所第一條第何號ニ該當スル者タルコト第二條ニ記載シタル命令第三條ノ全文第四條ニ記載シタル違犯者ノ罰例並ニ命令ヲ爲シタル年月日警視總監北海道長官府縣知事官氏名ヲ記載シテ本人ニ下付シ同時ニ之ヲ其地方ニ於テ公布ス

本條ハ豫戒命令ヲ爲ス方法及ビ其命令ヲ受ケタルモノヲ其地方ニ公布シ警察官吏其他一般人民ヲ知

豫戒命令ヲ爲ス所以ノモノハ本令第一條ノ行爲舉動ヲナシテ社會ノ秩序ヲ紊亂スルヲ拒グノ目的ニ外ナラズ又カ、ル行爲舉動ヲ爲スモノハ一朝事アレバ又將サニ暴惡ヲ再ヒスルノ虞アルモノナリ然レニ又或ハ正當ナル産業ヲ得ルモノモアルベク品行ヲ謹ミテ改悟ノ情ヲ發スルモノモアルベキナリ斯、ル者ニ向テ永ク本令ノ拘束ヲ存在スルハ社會ノ爲ニ不利益ナルノミナラス又本令發布ノ精神ニ背クモノナリ況ンヤ他ノ惡繼トシテ後改テ獎勵スルノ利益アルニ於テチヤ此故ニ一年以上ヲ經過シテ豫戒令ノ罰束ヲ据クノ必要ナキヲ認ムルハ權力者ニ於テ之ヲ解除スルノ特點ヲ設ケシ所以ナリ然レバ又何故ニ特ニ一年ヲ經過スルノ必要アリヤトノ疑義ヲ存スルモノモアルベク人心ハ常ニ變動シ易クシテ容易ニ性情ヲ改ムルヲ難キヲ以テ少クハ一年間ハ其舉動ノ果シテ改悛セルヤ否ヤ詳細ニ取調ベザルベカラズ又反對ニ豫戒命令ヲ受クルガ如キ徒輩ニシテ一年以上ニ涉ルノ久シキ其品行ヲ慎ミ改悟ノ念ヲ發生セバ必ズ眞心改悛セルモノト認ムルモ可ナルベク却テ彼ノ刑法ニ於ケル仮出獄ノ如ク他ヲ誘導改悛セシムルノ効果ヲ奏スルコトアルベキカ故ニ之レ本條ノ規定ヲ設ケ

法令註解

得セシムルノ法ヲ規定セルモノナリ而シテ其豫戒命令ヲ爲ス方法ハ先ツ命令書ヲ作り命令ヲ受ケタルモノノ氏名住所等ヲ詳細ニ記入シ第一條ノ豫戒命令ヲ受クル行爲及ビ第二條ニ規定セル命令及ビ第三條ノ居住届出ヲ要スルノ條項及第四條ノ罰例命令ヲ爲セル年月日ヲ記シ豫戒命令ヲ爲シ能フ北海道廳長官警視總監又ハ各府縣知事ノ官名氏名ヲ署シテ本人ニ下付シ此時ヨリ豫戒令ノ規定ヲ遵奉スベキ効果ヲ生ゼシムルモノナリ

第六條 豫戒命令ヲ受ケタル者一年

以上ヲ經過シ後改ノ情狀著シキトキハ警視總監北海道廳長官府縣知事ニ於テ其命令ヲ解除スルコトヲ得此場合ニ於テハ同時ニ之ヲ其地方ニ於テ公布ス

本條ハ豫戒命令ヲ爲ス權力者ハ又豫戒命令解除權ヲ有スルモノタルヲ及豫戒命令ヲ受ケシモノモ能ク其命令ヲ遵守シ後改ノ情狀著明ナル時ハ三年ノ間豫戒令ノ檢束ヲ要セズシテ解除サルモノタル事ヲ得ルノ規定ナリ

シモノニシテ法ヲ立ツルノ要盡クセリト謂フベシ豫戒命令解除ノ場合モ又其地方ニ公布シテ普ク世人ニ知ラシムルノ規定ナリ

第七條 豫戒命令ヲ受ケタル者ヲ止

宿又ハ同居セシムル者ハ二十四時間内ニ其旨ヲ所轄警察署ニ届テ又所轄警察署ノ要求アルトキハ本令ノ施行ニ關スル事項ニ付事實ノ申立ヲ爲スベシ若シ其届出ヲ怠リ又ハ不實ノ申立ヲ爲シタルトキハ三圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

本條ハ豫戒命令ヲ受ケタルモノヲ止宿セシメ又ハ同居セシムル者ニ關スル規定ナリ轉居移轉住等ノ場合ニ於テ本人ノ届出ヲ要スル上ニ別ニ止宿セシムルモノヨリモ亦二十四時間内ニ其旨ヲ所轄警察署ニ届出デシムルノ必要ナキガ如シト雖モ之レ本條ノ規定セルガ如ク豫戒命令ヲ受ケシモノ、舉動ヲ取調フルノ爲及ヒ斯、ル徒輩ヲ止宿若クハ同居セシムルモノナレバ又所轄警吏ノ注目ヲ要スルカ爲取締上必要止ムヲ得ザルノ方便ト云ハザルベカラズ其所謂豫戒命令

法令註解

ヲ受ケシモノ、取調ベトハ即チ本令ノ施行ニ關スル事項ニツキ事實ノ申立ヲ爲スベキ事ノ謂ニシテ例セバ命令ニ違反セリトモ或ハ第一條ノ命令ヲ受ケシ行爲以外ノ舉動ヲ爲セリトモ其他豫戒命令ヲ受ケシモノ、一般ノ行爲ニツキ事實ヲ告白スベキ責任ヲ有セシムルコトノナリ而シテ本條ハ尙ホ若シ事實ヲ申立テザルトカ或ハ情ヲ知テ之ヲ隱蔽スル等ノ事アレバ之ニ禁罰ヲ加フベキモノタルコトヲ指示セリ蓋シ之レ刑法ニ所謂従犯者トモ見做スベキモノニシテ害惡ヲ補佐獎勵スルニ異ナラザレバ之ニ相當ノ禁罰ヲ附加シテ以テ社會公共ノ安寧ヲ計ラシムル所以ノモノ固ヨリ其處ナリト信ズルナリ

第八條 豫戒命令違反ノ刑ハ其本住所ノ地ノ所屬監獄ニ於テ之ヲ執行スルコトヲ得

本條ハ豫戒命令違反者ノ刑罰執行ノ土地ヲ指示セルノ規定ナリ之レ蓋シ監獄費ノ地方經濟ニ屬スルガ爲ニ其費用ノ負擔者ヲ定メ置カザレバ刑罰執行ノ差支ヲ生ズルアルヲ慮リ茲ニ此法條ヲ設ケシナリ即チ刑罰執行ノ監獄ハ現住所縣ノモノニシテ本籍地ノ監獄

期するに至りしハ是非なき次第なり斯く延期すればとて巡閱を廢止するといふ爲に能ひざる筋も付到底本年中より巡了すべきものたるといふ論を待たざるなり此延期は付て各署長は望むべき事ありその外ならず從來巡閱の始まるハ大概四月の中旬として會計年度を經過すると僅は旬餘なり故に事務の整理統計の整備を缺くや亦已むを得ざるものあり然るに本年の圖らする此延期あり年度を經過すること一月二月の多きあり斯く十分なる間隙ありしを以て此間總ての整備も爲し得られ種々の報告を爲し得らるゝを以て極めて完全なる査閲を受け巡閱官の面目を一新し概況報告書上は一段の光彩を副へらるべし

● 巡查休職

看守ハ休職あり巡查豈ハ休職なからんやといふわけでもあるまいが聞く所に由れば此程ある地方より其筋へ巡查休職法を設け教習所卒業生として巡查員の爲め就職の場處なきとき假し休職を命じ置き他日缺員の生ずるまで待命せしむ而して此休職間の俸給を與へることいせんと欲する旨の開申ありし其筋は於ての許可を與へざりし趣なり其許可なきこそ仕合なり若し許可ありしなれば巡查採用法の徒文

雜報

第九條 本令ハ發布ノ日ヨリ施行ス

本條ハ豫戒令ノ効力ヲ有スル時限ヲ指示シテ本令ハ發布ノ當日ヨリ服從適用ノ効果アルモノタルコトヲ明カニセルナリ
本號ヲ以テ余輩ノ豫戒令ニ關スル解釋ハ漸ク完結ヲ告グ (完)

● 警察巡閱

本年の警察巡閱ハ全体ハ定期の閑了を缺くなるへし毎年巡閱の報告を早く爲す地方ハ富山縣沖繩縣等として五月中旬までには之を主務省に呈したるも本年はいまだ報告なしといふ宜なり富山縣ハ今以て巡閱ハ着手せず其他の地方とても定期即ち四月五月の交より迎も巡了の運に至らず若し四月下旬内務省の召集なかりせば大半ハ定期内は巡了せしならん中途召集の爲め巡閱を擲ちたるを以て歸任後も他の事務を執掌して巡閱に従事するの道なく爲めに自然延

● 巡查服制

虚法となりしならん何故といふは採用法の精神ハ入用なる巡查を採用し實務練習の爲めハ教習所に入れ薰陶するあるを以てなり故に教習所を卒業せば直に實務に従事し巡查たるの責任を盡すべきなり然るを若し休職なる新法を設けんか六ヶ敷き試験を経て後二三ヶ月の教習を受け纔か卒業したるハ其身は閑職に置かれ加之俸給さへ奪はれるハ實ハ残酷なる取扱たるを免れず總て教習所に入るべき巡查ハ卒業の後實務に就かしむる目的なかるべからず既に實務に就かむる目的あらん何を困しんて卒業生を休職に置くの必要あらんや要するハ休職法の許可なかりしに至當の詮議と思考す豈ハ之を看守の如く囚徒の多少に因て人員を増減するものと同一視するものならんや

巡查服制の改正ハ數年來の問題として屢々本誌にも記載せしとありしが此際迎も改正にいななるまじ既に先頃警部長參同の時記者ハ某地方の警部長に就き改正の必要なると并改正を要する費用及其形狀等對する意見を陳へ其意向如何を問ひたるハ警部長ハ曰此問題ハ同僚間にも既に起りたれども此節柄巡查の

服制を改正するの何となく穩ならぬ感あり極めて必要と云ふゝあらずして今遽ゝ其外觀を改むるの二三の思考を要する處もあれゝ今姑く改正を見合す方可ならんと申合ひたり改正の必要の十分之を見認むる所なれども一兩年の後ならでゝ迎も行れまじと云へりかゝれゝ世上喧傳する如く服制を改正する事はあらざるへし

●違警罪即決

違警罪の即決を警察署分署ゝ於て爲すの全く現行犯に限るものゝして非現行犯即ち戸籍法違犯の如き町村長の告發を係るか如き警察署分署の管轄ゝあらず裁判所構成法ゝ従ひ總て區裁判所の管轄に屬すゝきものなり今實際ゝ於て此間違ある取扱を爲すものゝなるへし凡違警罪即決は警察署分署の外取扱ふ場所あらざるか如き感覺を抱く人もあらん歟と茲ゝ注意を喚起すると云ふ

●犯罪告發

巡查の犯罪人を多く捕縛すれゝ賞與を多く受くるを以て矢鱈ゝ罪人を捕らへて告發するの弊ありて往々證據を認むるゝ能はず檢事ゝ於て放免するものゝあり斯く矢鱈に告發するゝ扣へて貰ひ度きものゝなりと

對する同氏の寄稿の警察上の思想氏の腦裏に存せん限り引續き寄送せらるゝき約あり是獨り本會の幸のみならず我警察の爲め熱望して止まざるなり

○奇報一二

●兵庫縣登合分署へ左の文面のはがき到着したる由拜啓陳者小生儀昨年八月より諸所ゝて窃盜を働き居候然るゝ御分署の取押へ方ゝ妙を得られゝ由なれども小生の迎ても此手ゝ合ひや間敷尙は追々盗みし品物は棄書を以ては知らせず上は頓首

ぬすびと

登合分署御中

何人の惡戯ゝや惡戯ゝも程のありたるものなり若し又眞の盜人ならバ實ゝ不埒千萬なり

●四人世を慨して絶食す 彼の上海事件にて有名な殺人犯事件の關係者の一人尾本壽太郎は義きゝ長崎控訴院ゝ於て重禁錮九年の宣告を受けしを不服とし大審院に上告せしも遂ゝ棄却せられたるより世の味氣なきを嘆て裁判確定の當日より食物を絶ち親戚朋友舊故の勿論醫師其他掛官吏の説諭も聞入れず今ゝ冤を雪くの道絶たり余既ゝ死を決せりといひ全く絶食し居る由掛り官の當感御察し申すべし

某檢事の語れり成程巡查として罪人を多く捕獲するの功にして從て賞與も多かるゝへしと雖も證據を得ざる程の者を檢事に告發するゝ宜しからず宜しく證據を確め然る後告發せし此憂ゝなるへし又告發手續も區々ありて周約粗密一樣ならず假令へは某地方に於てゝ盜難事件の告訴あるや受持巡查の直ゝ現場ゝ到り假檢證を爲し被害者の戸籍なしと云へども其實斯様ゝゝとして締を付けありし杯の事柄を書面ゝて添告するが如き方法を執れども之れゝ反して更ゝ此手續を爲さず單に告訴の儘を送付するものゝあり檢事に於て無要の手續を煩ゝすゝと少しとせず是等は畢竟巡查の不注意と云へ又上官たる警部の訓令の至らざる所あるへしと檢事の歎息談を聞けり果して此事ありとすれゝ當ゝ檢事の便利を缺くのみならず警察事務の周到ゝ缺く所あり宜しく相當の注意を與へられて可なり

●黒田剛氏の榮轉

多年警保局ゝ奉仕し事務精練の聞ゝある同氏の今回富山縣婦偵部長ゝ榮轉せられたり余輩の氏の榮轉を祝すると同時に斯の如き有爲多望の士をして我警察部内より奪ひ去られたるを惜まざるを得ず因ゝ本會

●不相濟ととは知りながら拜借 是留守中ゝ金拾五圓丈拜借、お貸けゝ行李の中より衣服一枚、下駄箱より蝙蝠傘一本、誠ゝ不相濟ととは知りながら拜借とい實以て驚入たるゝ分なり此者ゝ香川縣丸龜生れの前川規矩太とて年齢の幾かゝ十七ゝて當時福岡縣博多北船町堀伊三郎方の雇人なり同人か殘し置きたる証書並ゝ書置ゝ左の如し、奇と云へバ奇、シブトイと云へバシブト

拜呈陳者私儀此度一の見込有之ゝて出立他國ゝ赴きゝゝ付ては金子も少々入用ゝ付貴君の留守中ゝ金拾五圓丈拜借致し其上退々夏ゝ運きゝゝ付衣服も甚だ鹿末なる故行李の中より衣服一枚並ゝ下駄箱より蝙蝠傘一本誠ゝ不相濟ととい知りながら拜借致しゝゝへども給料ゝ就くやうゝ相成ゝゝ少々なりども早速返金返品可なり

二仲若し給料ゝ付く様に相成不々時ゝは一人の母を残しゝゝへども皆々様へゝ分無之に付是非なく切腹致して貴君へゝ分可致し又貴君も切腹腹ゝ可有之ゝゝへども私儀尋ねの程のゝ用捨可被下し

金子並ゝ諸品借用證

一金拾五圓 一蝙蝠傘

警察彙報

右は此度私儀入用し就き留守中に金子並ふ右之品
拜借致候處實正也然るも私儀他國にて役付次第少
少の共御返金可仕候先夫迄の證書として書置候
也

明治二十五年四月

堀 伊三郎殿

前川規矩太

文體も中々見事なり少くとも小學全科を卒業したる
位の直打あり唯怪むべきは果して如何なる旨趣を以
て茲に及べるや或は古の英雄の仕業を學びたるもの
にや左りとば淺まし

警察彙報

●巡査員謝狀を贈る 南警察署在勤の巡査山中忠幸
氏は先年來長家改造及び建築掛を命ぜられ南區日本
橋筋の長家改築の事に従事なれり居りし處其勤務方無
私公平にして勉強非常なりしを同所の家主等何れ
も感服し同氏の功績を賞するたため日本橋筋三四五の
三丁の家主百卅一名より山田知事の認可を得て此は
ど山中氏へ謝狀を贈りしよし
(八月一日大阪朝日新聞)
●司法大臣哀願書を奉呈す 山形縣羽前國西村山
郡内第一の豪農同郡谷地村平民石川長吉男石川敬
吉明治二十三年九月の故地ありて二歳の時長吉母を別
他家に養育され數年の後生家へ販りたるも繼母ふ

故發を以て問はれ死刑の宣告を受けしも辯護人及一
族の懇請に裁判し服せし本人をして宮城控訴院へ
控訴せしめたるも控訴院の覆審の末原判決の全部を
取消し長吉を殺害したる罪を重とし被告人を死刑に
處する旨去る三月七日宣告ありしかば更に大審院へ
上告し西村山郡各村の人民は平素温厚なり敬吉の
至りたるを哀れみ同郡内の各寺院を始め各村の有志
一千數百名連署の上山形市旅籠屋町篠崎氏を以て
昨日左の哀願書を司法大臣へ向て上呈したる由

●地震に關する一説 我國の地震國を以て世界に知
られし程なるが或る地震學者の説は古來歴史上地震
は常々僻地は少くして都會は多く戰國は少くなくし

警察彙報

み實子啓四郎は家名を相續せしめんと欲情を
語れ大男啓四郎を偏愛して敬吉を詰りて出京して學
語を絶せし後啓四郎へ學資其他充つる多額の
金員を贈り折返し長男敬吉の拒絶して費用を要
するの故に度々父長吉を詰りて東京を通過し依
るの故に長吉の無情を敬吉の進退谷に難の事情を
れ故に長吉の無情を敬吉の進退谷に難の事情を
朋友の送金を求めた敬吉の進退谷に難の事情を
併せて敬吉の進退谷に難の事情を
幸ひを放逐して家名を啓四郎と改めんと欲情を
吉の情慾を感溺して親族等と分家の協議をなした
亂しを以て年十一月十七日未明父の寝所に入り
差二本を取出し置きて二十日の未明父の寝所に入り
たり此の時長吉の表へ逃出し打て起し掛かりし
此方益々狂亂し其の打て起し掛かりし
繼母を負傷せし物音が其の打て起し掛かりし
繼母を負傷せし物音が其の打て起し掛かりし
際手先を狂亂し其の打て起し掛かりし
重傷を負ひ其の打て起し掛かりし
きなる親戚某の門邊に其の打て起し掛かりし
たりと見え思ふに敬吉の狂亂し其の打て起し掛かりし
警察署へ外れて死にたり右の罪科は依り敬吉は謀殺及
氣管を刺し死にたり右の罪科は依り敬吉は謀殺及

●劇場に於ける空氣試驗 此程警視廳にて技師細
井修吾氏をして府下各劇場の空氣試驗をなさしめし
空氣を汚染して左の如く呼吸し其の害を云ふ
主として炭酸ガスと水蒸氣と亞硝酸と有害揮發物及び
クマリン類と炭酸ガスと水蒸氣と亞硝酸と有害揮發物
ふるものたること先哲已に證明して殘す所なし此の
如く空氣中を夾雜して人畜の生活に障礙を與ふるも
其の數少々ならざる炭酸ガスを以て標準となし其含量を
否を斷ずるは特ら炭酸ガスを以て標準となし其含量を
を探究するは動物の呼吸炭酸ガスの標準となし其含量を
腐敗等々皆主要の地位を保つものなり炭酸ガスの標準
炭酸ガスを含有するものと其含量を判定するは當りて
空氣中炭酸ガスを定量的に其含量を判定するは當りて
先づ人類の生活の障害を與へざる限界量を定めざる
べからず此量亦先哲の説く所一ならずとも雖もペツテ
レボ人の常住し堪へざるものなり(外氣一千
容中〇・五以下)
斯の如く述べ來れば本源の如何に關せず炭酸の含量
其限界を超過するときは中毒性狀の如き害を
此標準を設けたる所以のものなり他なし集會場内に於

を免かれされば更ニ試験を反覆し確實なる成績を得るゝあちざれば達ニ此成績に由て其構造の眞否を斷するゝこと能はざるなり
 ●福島縣殺人事件の判決 總選舉ニ際し巡査が劍を抜き人民を斬殺したる事件ハ去る二日福島裁判所ニ於て裁判宣告ありたり其判決左の如し
 判決書正本
 茨城縣常陸國多賀郡松岡村大字下手綱
 百六十五番星數士族巡査
 被告 人
 山 己 巳 夫
 明治二年十二月生
 右被告ハ福島縣巡査を奉職し東白河警察署ニ在勤し居りたるニ明治廿五年二月衆議院議員選舉ニ際し其期日の迫るニ隨ひ候補者の競争甚しかりしより之を取締の爲め東白河郡石井村へ出張を命ぜられ該地方巡回中明治廿五年二月十三日同村古坂幸吉并東白河郡高越村菊池一得等が其他の者と共ニ石井村鈴木小太郎方ニ集會談話し居るとを探知し其の模様を窺ハん爲め同家ニ立寄りしニ幸吉一得を促し共ニ同家を立去りたるより被告も亦其後ニ附添ひ進み來りたる途中一得ハ大聲ニ親方待て警察したるもの何か認めんと叫びたるを被告ハ自己を侮辱したるものと認め一得を搦駐在所まで引致せんとしたる際石井村坂米吉、金澤安之助、白坂巳之次郎、鈴木辰三郎、綠川健作等馳せ付け來り同人等ハ一得を被告ニ渡すまじと爲し被告ハ之を連れ行かんといふ力め爰ニ始めて一場の紛争を生じたり然るニ被告ハ單身一行を連れ去る破する能はず止むなく未吉等が強て一行を連れ去るに任せ一同共ニ一旦金澤安之助宅ニ至りしハ一同ハ益々不穩の舉動を爲し遂ニ同家の表戸を閉るニ至るる險を感じたる爲め同家裏戸を外づし一時其の場

したる點も同法第二百九十四條に該當する故殺の犯罪なるも同法第三百十六條第三百十三條に照し其罪を宥恕して本刑を減じ尙所犯情狀厚誼すべきを以て同法第八十九條第九十條に照し一等を減じ同法第六十九條に照し處斷す可きものとす

因て被告己巳夫を放殺罪に依り本刑は四等減の上重禁錮三年に處し正當防衛の點の刑事訴訟法第二百二十四條第二百卅六條に依り無罪を言渡す

但し押收しある洋刀官帽手帳は福島縣に還付し其他の差押品の各所有主へ還付す

證人堀内富保外二名は下渡しある旅費日當金二圓八十錢に被告之を負擔すべし

私訴は付民事原告人白坂勘左衛門代人飯澤淳一福島縣知事渡邊清を民事擔當人として損害賠償金一千六百十六圓の請求を爲したり因て審案するも凡る私訴は付民事擔當人として刑事裁判所に訴へ得べき場合も明治十四年第七十三號布告を以て限定しあり該布告に所謂雇主と稱するも本件縣知事が被告巡查に對するが如き場合を規定したるものと看做すを得ず要するが如き縣知事を民事擔當人として刑事法廷に訴へ得べき理由なきを以て民事原告人の請求に不相立

但し私訴費用は原告人の負擔たるべし

明治二十五年六月一日福島地方裁判所刑事部檢事大内幹立會公廷に於て第一審の判決を爲すものなり

裁判長 橋瓜 捨藏
 陪席判事 飯田 忠林
 陪席判事 猿渡 駒之助
 裁判所書記 半谷 欽司

右原本に依り於前同廳此正本を作るものとす
 明治二十五年六月二日

●調製販賣の取締 近時流行物の一となり居る斑珉錫(鉛分を多く排出する)并なラムチ製造の件も付き其筋に於て取締法を設けんとすの議あるよしへ曾て報道せしが於て夏期は向ひラムチ需用日々増加し従て鉛分を含み居る濫造粗製を爲し健康を害するの恐れあれバ速かに之れが調製販賣上の取締法を設けんと望ましと其向の人々云へり

六月十一日東京日々新聞

を爲すより先年警視廳は於て新に獅子兒の仕入を嚴禁せられ現在の人員にのみ營業を許し置きたるより近來次第減少の有様なりしが昨今に至り六七歳の獅子兒を市街に見受くるを見れば彼等の巧みに法網を潜りて仕入を爲すものならんと思はる

(六月十五日國會)

●是も不景氣の影響 不景氣と云ふとい近頃世上一般の口僻となりしが府下各警察署に於て此頃頗に養育院入出願人及行倒人及び無餘飲食等の厄介者大に増加し掛り官に殆んど持て餘し居る由

(六月九日寸鐵)

●破獄教唆事件 前の繪入自由新聞社員たりし合恩は曾て神奈川縣會に於て廢娼議決の當時貸座敷販締の依頼を受け同縣會議員に對し暴行を加へたる所爲ありとて横濱地方裁判に於て有罪の宣告を受けけり未東京控訴院へ控訴し最近橋監獄署に拘留中同監せし強盜犯福田定三郎の依頼を受け齒科醫の用ゐたる齒切り鋸を書籍の表紙中に合入は東京地方裁判所へ拘留中の處像審終結し刑事第四部に移されたるを以て昨日代言人高木益太郎氏の辯護にて公判開廷の筈なりし處辨護の都合に依り追て開廷するととなり

(六月十日東京日々新聞)

よし

系五八部査官宅海警被告事件公判 は明治廿

●埼玉縣五人巡査官東條勘兵衛、五月四月廿七日埼玉地方裁判所熊谷支部に開廷せり裁判長は三田判事、檢察官は見玉檢事、よて被告人は木博、淺野專之助、出浦清吾、富山卯之助、岩田恵一（以上元同縣小鹿野警察分署詰巡査）畑山芳三（維新「亞細亞」發行人兼編輯人）、辯護人星亨氏外數名出席せり今檢察官の諭告及び被告の陳述を埼玉平民雜より左に拔録す

檢察官　は本件官吏侮辱被告事件の要領を陳述し

せり然るは本年一月十二日と覺ふ一石警部は署長
 會議に臨み歸りたる此の事は秘密に屬するど一般
 巡査より先の訓示の趣を談じたり其の主意たる今
 總撰擧の際には飽迄民黨を排斥して實業家を選
 り内閣の御趣意は既警察の方針も亦た斯くならざる可
 出するの如き警察の方針も亦た斯くならざる可
 らず留置の如きは就ては既警察部長より檢事も照
 會の次第もある事故構はない警察官は内閣大臣の命令は此の訓示
 事なる手又一人として警察官は選擧終結後燒き
 者なる手又一人として警察官は選擧終結後燒き
 ても差岡裁判長は被告の言を遮りアロコシ我々
 は辭職しても此の事を社會に發表しよふと云ふ決
 心をしたか一と問ひ被告は然りと答へ且つ曰く自
 分の辭職も就て署長は頻繁なる際なれば是非思ひ
 止りて與れ十五日後に頻繁なる際なれば是非思ひ
 ザ取計ふべし云々然れども我々の警部は昇進する機必
 の爲め下は四千萬同胞の爲め一死以て不正の徒を
 剔絶する決心して辭職せり
 被告淺野事の助陳述の要旨は會て訓示のなき處
 を我々が投書せし如く一石警部は告發すると雖も
 這は既に柏木博が陳述より自分視察員の一人でありし
 異なる點を述べん自分の視察員の一でありし
 より一月十七日署長の訓示を受けし直ち上申の手
 續き及びし者あるの事ヲ注意シナクテモヨ
 シ他の者某々其他の民黨に向つて視察せよと
 自分其の時念を推せり左様一方又厚く一方又
 薄くすると云ふそれより可なるやと然るは一石警

熊本札帳の四ヶ所を寫し取らしむるの外噴火山頂上於て磁氣變化の現況を寫し取らしむるの外噴火山頂上於ての東北部を觀測の西南及び西南地方を据を付け各區し觀測者を置き毎年磁力の測定を爲さしむる使用し力測定を排氣振子の測定者が各所を攜帶して地の重力を測定するに使用し子午儀の緯度を測定するに使用せんが爲めなりとす

（六月十七日國會）

非常招集 山下當府警部長の昨日午前二時頃電話を以て四區及水上、曾根崎、天王寺の各警察署の警部を以て非常招集の命を傳へ其集合すべき場所を西成郡川南村大字天保町射的場と指定したり然れば此命令を受けし各署長と各署長、警部、非番巡查四百名許りの折柄降る雨を冒し安治川堤を眞一文字を我後れりし驛付けたる中より雨具を着せざるもあり或ひは泥濘滑るに或るは轉ぶるあり一時はなかに混雜なりしが總勢射的場へ集りし命令後凡そ一時間内外せし餘程好結果なりし由又斯く不意は警察官の驛出せしと見て天保町邊の民家にては何事の起りしやんとて大に驚きし向もあれど非常招集のこと分り初て安堵したりとす

（六月十七日大坂朝日新聞）

●年金と治療料下賜 箱崎警察署詰巡查宮地勝成氏が兇賊を赤手捕えんとし非常の深沈を負ひ目つ氏豪腕、物に屈せぬ舉動に當時福陵新報に記載したるが今度其功は依り年金貳拾五圓下賜さるゝと云ふなり且つ治療料として金六十圓支給されたりと云ふ氏の名譽に益なりと言へば抑々亦た福岡縣警察全体に榮え云ふべきなり又た元福岡縣巡查藤田六氏に滿十年一月月間勤務の功は依り年金貳拾五圓支給さるゝ事なれり

（六月十六日福陵新報）

●管轄邊の大誤判 當市日出町宿屋業青木作兵衛の

去る頃、同警察署の被告作兵衛を岐阜警察署に拘引せられ、同警察署の被告有罪と判決し、豫審判事に移し、豫審を求め、豫審判事の被告を有罪と決定した。公判判事は移し、審理の末、重懲禁錮二年に處する旨言渡した。公判判事は移し、審理の末、重懲禁錮二年に處する旨言渡した。公判判事は移し、審理の末、重懲禁錮二年に處する旨言渡した。

延べんとす村地裁判官の係りて十一日同院は於て公判開廷となり、被告入福岡祐治郎氏を辨護人とし、名古屋控訴院に控訴したるは依りて事實の緊急申立ありと認め、又被告入福岡祐治郎氏の緊要申立ありと認め、六條の依り名古屋地方裁判所の管轄に屬すべきものなるは、依り名古屋警察署に被告入福岡祐治郎氏を拘引したるも違法なり。岐阜の豫審判事が豫審の手續を爲したるを岐阜の公判判事に決し、移したるも違法なり。警察官、檢事、豫審判事、公判判事等皆其管轄權なきことを執行したるものなれば、今日までの手續は總べて無効なり。速に管轄違ひの判決ありきし、主として山口立會館事より之を賛成し、遂に去る十四日控訴院にて地方裁判所が本件を審理判決したるの管轄違ひの依り原判決の全部を取消す旨宣告されたり。

●久難巡査の紀念碑
千葉縣佐倉警察署詰廻知路木清助氏が去廿三年四月四日佐倉支金庫より金壹萬圓を千葉本店へ護送の際、千葉郡貝塚村にて強賊の襲撃を受け、遂に職務を履行せしむる中、當時の新聞に詳記せるが如く、來有志者ハ義捐金を募集して其紀念碑を佐倉町の圓覺寺境内に建立せんといふ盛んなる供養會を執行する由、右建派の費用ハ凡そ五百圓餘なりと

(六月二十一日給入自由新聞)

警察覺報

●派出所見張巡査 從來府下の各巡査派出所詰の巡査定員三名にて内一名其所轄を巡行し他の一名は派出所前に佇立し残る一名の休息するの制規なり
は派出所前に入ること叶はざる筈より先年折田總監の出所の中へ入ること叶はざる筈より先年折田總監の時見張りの巡査に大雨は限り派出所の軒下で佇立すべしとの寛令ありしが尙ほ一昨夜より大雨の時に派出所に入りて見張りをなすことと改まりたるよし

(六月二十一日東京朝日新聞)

●虎列刺蔓延續報 印度ベナール地方に於て虎列刺蔓延する由に既に本月一日の本欄内に記載せしか
今本月七日香港「デイリー・プレス」所載去月十六日
シムラ發電報に據れりカシユミル兵二聯隊ヲ
ハキ害なりし同兵の後援としてヤムニ出發す
虎列刺流行するため當分出發を見合すべき命を受け
たりと又同月十七日カルカッタ發電報に據れりハ
シヤークは於て四月第二週以來虎列刺は罹り死亡せ
ざるものなり最初該病はハルドワールより歸來れる
巡拜者より傳染せるものなるか阿富汗よりも該病の
東漸し來れるありて新患者を發生するに至りたるな
り云々

●虎列刺發生 本月七日香港「デイリー・プレス」
所載去月十七日カルカッタ發電報に據れりカブール
に於て虎列刺發生し勢甚だ猖獗として百般の公共業
務は一時停止の姿なるか阿富汗王のバガム山の離宮
●退去せられたり云々

●巡查志願及試験 警視廳に於て調査せる五月中巡
査志願六十四人同前月より越高二十九人合計九十三
人内試験合格者四十三人同不合格者二十人同未済者
三十人なり

詰と會して刊行し附せり是れより先き警視圖誌崎
助幹同川路利恭及警部大迫貞武等の官准を得て渡
航し警察の事務を視察するあり皆な其有益なる
調査を遂げ前後相踵て歸朝す故に其筆録も係るも
の亦之を徴し漸次刊行せんす二者の航行官私
の別ありと雖も均しく是れ警察事務の調査に從ひ其
得る所同様なるを以て彼此參照して詳略相補足せ
る即ち泰西各國の最近警察制度を觀るに於て其裨
益豈鮮少ならんや今先づ第一卷林警視呈出する所
のもの印刷成るを以て茲に一言を辯す

●警察部と擊劔 四海波靜かゝして治まれば御代も在りてハ刀劔錆び橋甲朽ちるも却つて喜ぶべきことなれども治は居て亂を思ふべきハ兵家の習ひなり故ハ身警察官の職ハ在るものハ平素の務めハ純然刀筆吏と一般なりと雖も國家一旦事あるハ及んでハ父母子の愛も顧みるの道なく身命を犠牲ハ供してハ母妻の愛も顧みるの責ハ任ぜざるべからずハ括言すハ警察官ハ文武兼備の士ならざるべからずの主義ハ依リ本縣警察部ハ於てハ野村保安課長、大越警部其他の志士發起となり部員一同雇吏ハ至るまで非常の速發ハ毎日退廳後巡查教習所ハ會してハ擊劔を鍛練すべき規約を設け既ハ六月より實行せり爽なる哉快なる哉

●巡查告發せらる 過日北區老松町老松席ハ有田音松と云ハ壯士自から發企人となりて政談演說會を開きて且筆記なし居り其際成山巡查ハ之れを發見ハ激怒の末退場せしめたり其際成山巡查ハ署長の命ハ入場せりと答へしめたり右ハ集會政社法違反なりと壯士ハ去る十六日當地地方裁判所の檢事ハ告發したり

(以上九理官報抄録)

(六月十九日大坂日日新聞)

●巡查異動調 警視廳に於て調査せる五月中巡查異動の新任三十七人増俸二十二名減俸三人轉任四人轉署四十五人出張二人辭職十五人免職十三人死亡一人なり

●警察事項 警視廳に於て六月一日より四日に至る間取調へたる警察事項の如し

本月一日 竊盜九人 遭ひし者六十七人 諸犯罪七人 逮捕せし竊盜犯人 諸犯罪則者三人 違警罪處分八百八十五人 被殺二人 被傷二人 人命救助一人 同日竊盜一人 遭ひし者四十四人 諸犯罪五人 逮捕せし強盜犯一人 竊盜犯十人 諸犯罪三人 諸犯罪則者一人 違警罪處分四百八十人 被傷一人 人命救助一人 同日強盜一人 逮捕せし者一人 竊盜七人 遭ひし者七十八人 諸犯罪七人 逮捕せし竊盜犯七人 諸犯罪二人 諸犯罪則者一人 違警罪處分二百二十九人

●紙幣摸擬印刷物に關する縣令 靜岡縣に於てハ縣令第四十六號を以て紙幣の摸擬しき印刷物を製造販賣授受内へ所持するもの違警罪を以て處斷する旨此警察署移轉 和歌山縣伊都警察署ハ昨二十四年五月火災後橋本村人家に假設ありし處建築竣功に附き去月三十日橋本村大字橋本字川原町百九十七番地へ移轉せり

●製造販賣禁止 兵庫縣に於てハ紙幣の摸擬せし印刷物を製造又ハ販賣したる者ハ違警罪を以て處斷するものと定め此程管内へ布令せり

●第四泰西見聞誌卷一出版 警視廳に於てハ今同第四泰西見聞誌卷一を出版せし其緒言ハ左の如し

西本渡航し各國警察事務を調査せし所の復命書なり而して本廳の官吏を彼地に派遣する林警視に至るまで前後四回とす因て之を編次し第四泰西見聞

●大臣としての白根專一氏　白根内務次官いよ／＼内務大臣として榮進すべしとの説を聞き或は評して次官の職僧若く經歴未だ大臣たるに充分ならず殊に四十餘の府縣知事警部長を統御するの重任を負はしむるの不適任ならん云ふものなき非なるが如し雖も其顔の餘り古きが爲め種々の苦情起り大臣たるの經歴餘りあり過ぎが爲め府縣知事の却て不平を招きたる前例もあれば年長の老練經歷の多少に立憲政下の大政として知事警部長を仰する上は餘り重きを置くべきものと非ず他の經歷に富み古色に饒かなる老人より白根氏の如き有爲の人物と大臣となす方却て府縣知事警部長を統御する都合善かるべく府縣知事の有力者等必らず満足する意を表すべしと云ふものあり

●水防出初式　来る七月四日午前八時警視廳前にて整列し總監十時出場より兩國橋以南濱町二丁目河岸へ幕屋を設け同所大川の中は於て角乘階子乗竿乗競泳等の技術を演じ優等者由(六月廿五日花月新聞)錢迄十二等の賞を與ふる由(六月廿五日花月新聞)

●警部長の監獄巡回　三橋京都府警部長に着任以來事務繁劇の爲め一度も監獄を巡視したるとあらざりしが一日初めて監獄署に至り各監房を巡視し典獄と職務上の打合せを爲したる由

(六月十九日京郡中外新報)

●電線の傍盜　府下各巡查派出所に架設しある非常電線を切斷し之を竊取するものあるとの事、已に本所區内に於てハ竊取されたる處もある由、其筋又於て目下頻りに探偵中なりといふ

(六月二十三日花月新聞)

●警部任用試験　大阪府警察部にてハ愈昨今兩日都査及び傭員の中判任官たるを得べき者は登用試験を行はん事となり稻田高等警察課長より夫々召集狀を

●非常召集到着時間

警察官非常召集の場合に於て其令狀に接し徒歩を以て目的地に到達せし時間即陸路一里に付何程の時間を以て速達し得べきや道路の平險及履物の種類を掲げ之れを示せ

●巡査の買物代金

某地方に於て巡査の買物の都て現金を以てするの規約ありと聞く果して此の如くする時の地方人民の感情及巡査家政上の得失如何

以上出題者

東京

三谷 隠士

●官文書偽造罪ニ關スル質疑

在群馬

白 嶺山人

同業者某ノ繁昌ヲ猜ミ利益ヲ妨クルノ目的ヲ以テ郵便端書ニ某地警察署名ヲ記シ官印ニ捺シタル朱肉印影ヲ押捺シ某ノ所爲ハ法律ニ觸ル、ヲ以テ止ムヘシ若シ檢メサルニ於テハ嚴罰ニ處ストノ威嚇的文字ヲ羅列シ以テ自己ノ營業ヲ盛ナラシメント謀リ發送シタルモノアリ

但(文中ニアル某ノ所爲トハ素ヨリ罪トナラサルモノ)亦該印影ハ實ニ朱肉ヲ抹捺シ官印ニ捺シタルモ拙ク當初ヨリ官印偽造ノ訴ナシ

右所爲ハ官文書偽造罪ナリトテ告發シタルモノアリシ趣然ルヲ檢事ハ官職位階ヲ詐稱シタルモノトシ

テ公訴シ某地區裁判所ハ法律ニ罰スヘキ正條ナシトテ無罪ヲ言渡シタリト云フ噫呼如斯モノカ官職位階詐稱トシテ起訴シ得ヘキカ予ハ甚ダ惑ヘリ亦官署名ヲ記シテ他人ヲ威嚇シ利益ヲ得タル惡意アル所爲モ我刑法罰スヘキ明文ナキヤ希クハ貴社ノ紹介ヲ得テ大方ノ敢ヲ得ハ幸甚

警察官令

警察令第十二號

勸工場取締規則左ノ通之ヲ定ム

明治二十五年六月一日

警視總監 園田安賢

第一章 通則

第一條 本則ニ於テ勸工場ト稱スルハ屋内ニ通路ヲ設ケ商品ヲ陳列シテ公衆ニ自由出入ヲ許シ其物品ヲ販賣スル場所ヲ云フ

第二條 勸工場ヲ設ケントスル者ハ左ノ事項ヲ詳記シ其地所轄ノ警察署ヲ經テ警視廳ニ願出免許ヲ受クヘシ其改造又ハ變更ヲ要スルトキ亦同シ但數人共同ノ設立ニ係ルモノハ管理者ヲ定メ其者ヨリ出願スヘシ

一 建物及屋内通路ノ圖面及構造ノ仕様書

二 建物ノ坪數

三 落成ノ期日

第三條 第二條ノ構造落成シタルトキハ所轄警察署ヲ經テ警視廳ニ届出検査ヲ受クヘシ之ヲ受ケサルモノハ使用スルコトヲ得ス

第四條 正當ノ事由ナクシテ落成ノ期日ヨリ六十日ヲ過キ落成セサルモノハ免許ノ効ヲ失フモノトス

第五條 勸工場ノ建物毀損又ハ朽腐ニ係リ墜落崩壊等危險ノ虞アルモノハ速ニ修理又ハ廢場スヘシ但修理ニ係ルハ着手落成トモ所轄警察署ニ届出其落成ニ付テハ検査ヲ請フヘシ検査ヲ受ケサルモノハ使用スルコトヲ得ス

第六條 勸工場ヲ讓渡シ又ハ廢場シ又ハ其所有主轉居改氏名等ヲ爲シタルトキハ三日以内ニ所轄警察署ヲ經テ警視廳ニ届出ヘシ但讓渡届書ニハ譲受人ノ連署ヲ要ス

第七條 第五條ノ場合ニ於テ修理又ハ廢場セサルトキハ警察官吏ニ於テ公衆ノ入場ヲ差止ルコトアルヘシ

第二章 構造制限

第八條 勸工場ノ建物ハ左ノ制限ニ從ヒ構造スヘシ但二階ヲ設ケサル五十坪未満ノ勸工場ハ此限ニアラス

一 勸工場ハ三階ヲ設ケヘカラス尤モ事務所等ニ供スルモノハ此限ニアラス

二 一箇所ノ建坪百坪以上ノ勸工場ハ出入口ノ外非常口二箇以上五十坪以上ノ勸工場ハ一箇以上ヲ其建物ノ要所ニ設ケヘシ但棟ヲ異ニスルモ屋內通路ノ接續スルモノハ一箇ノ建物ト看做シ算スヘシ

三 屋上ハ不燃質物ヲ以テ覆葺スヘシ

四 各非常口ハ街路又ハ路次ニ面シ之ヲ設ケヘシ若シ土地ノ形狀ニ依リ此規定ニ從ヒ難キ場所ハ建物ノ外部ニ幅六尺以上ノ通路ヲ設ケヘシ

五 出入口及非常口ノ幅ハ六尺以上ニ限ルヘシ

六 非常口ノ扉ハ外開キ戸又ハ引戸ニ限ルヘシ但其戸締ハ内部ニ設ケヘシ

七 屋內通路ノ幅員ハ四尺以上ニ限ルヘシ

八 二階ニ通スル階段ハ二階ノ建坪百坪以上ハ三箇以上五十坪以上ハ二箇以上ヲ設ケヘシ

九 階段ハ幅三尺五寸以上踏板上ケ六寸五分以上蹴込八寸以上ニシテ扶欄ヲ設ケ且其階段ハ下層ノ出入口又ハ非常口ニ接シ之ヲ設ケヘシ但三箇以上ノ階段ヲ設ケルモノハ二箇ヲ常用ニ供シ其以上ノ階段ハ常時ノ昇降ヲ止ルモ妨ケナシ

第九條 第八條ニ規定ノ非常口及階段ノ箇數並ニ位置ハ建物又ハ屋內通路ノ模様ニ依リ特ニ増減若クハ變更セシムルコトアルヘシ

第三章 罰則

第十條 本則第二條第三條第五條ヲ犯シタル者ハ一日以上三日以下ノ拘留又ハ貳拾錢以上壹圓貳拾五錢以下ノ科料ニ處ス

第十一條 本則第六條ヲ犯シタル者ハ五錢以上五拾錢以下ノ科料ニ處ス

附則 一 從來ノ勸工場ニシテ本則第二章ノ制限ニ抵觸スルモノハ改築ノトキ本則ニ依リ建設スヘシ但危害ノ虞

一 從來ノ勸工場ハ其所有主ヨリ其場所屋內通路ノ圖面ニ其建坪數及通路ノ幅員等ヲ詳記シ來ル七月三十一日迄ニ所轄警察署ヲ經テ警視廳ニ届出ヘシ但爾後廢場シタルトキハ本文ノ手續ニ依リ三日以内ニ届出ヘシ

東京府訓令第二十二號

郡町村區

虎列刺病ノ豫防ニ付テハ是迄數示諭スル所アリト雖就中豫防心得ニモ記スルカ如ク之ヲ當初ノ局部ニ撲滅スルヲ以テ最モ必要トスルコト論ヲ竣タス然ルニ近來其病原タル虎列刺菌ニ非常ノ重キヲ置クヨリ該菌ヲ發見セサル間ハ虎列刺病タルノ感情ニ薄ク爲ニ豫防法ノ施行ニ於テ幾分カ緩慢ニ流ルハノ傾アリ客歲己ニ二三ノ地方ニ於テ之カ爲ニ初發ノ際其豫防ヲ愆リ遂ニ傳播ヲ來セシ實例アリト云フ抑ハ虎列刺菌ノ検査ハ瞬間ニ之ヲ爲シ得ヘキ者ニ非スシテ必ス多少ノ時日ヲ要スルノミナラス劇烈眞性ノ患者ニ於テモ虎列刺菌ノ存在ヲ檢出シ得ルコト往々之アリ此ヲ以テ其發見ヲ待テ而後豫防ニ從事セシトスレハ終ニ其時機ヲ失スルニ至ルコト多シ故ニ荷モ醫師ニ於テ虎列刺病ト診斷セシ以上ハ其眞性タルト類似症タルトヲ問ハス速ニ豫防法ヲ施行セサル可カラス今ヤ夏暑ニ向ヒ季候方ニ虎列刺病ノ發生ニ適ス此際宜シク前述ノ趣旨ヲ體シテ特ニ當初ノ豫防ニ注意シ以テ其未タ蔓延セサルニ撲滅セシコトヲ期スヘシ

明治二十五年六月十六日

東京府知事 富田鐵之助

警察令第十三號

河豚ハ内臟ヲ除去シ洗滌シタルモノニアラサレハ販賣スルコトヲ得ス但除去シタル内臟血液等ハ他ノ魚類ト混淆セサル様速ニ取片附ヲ爲スヘシ

若シ之ヲ犯シタル者ハ刑法第四百二十六條第四項ニ依リ二日以上五日以下ノ拘留又ハ五拾錢以上壹圓五拾錢以下ノ科料ニ處ス

明治二十五年六月二十三日

警視總監 園田安賢

警察令第十五號

警察官令

四十七

警察官令

四十八

明治二十四年六月警察令第十一號雇入口入營業取締規則附則第二項ニ左ノ但書ヲ加フ

明治二十五年六月二十四日

但該營業ヲ爲ス者ハ百圓以上ノ不動産ヲ所有スル者ニ限ルヘシ

警視總監 園田安賢

警察令第十五號參照

警察令第十一號雇入口入營業取締規則(明治二十四年六月二十七日)抄録

附則

二 名義ノ何タルヲ問ハズ金錢又ハ物品ヲ受ケ雇人ノ身元保証ヲ業トスル者ハ本則第一條第六條第三項第十二條但以下及第二項第十五條本文ヲ除ク外各條ヲ遵守スヘシ

警察令第十六號

明治二十二年四月警察令第十九號人力車營業取締規則第十七條第一項(時ハ)ノ下「紺又ハ白色ノ」六字ヲ挿入ス

警視總監 園田安賢

明治二十五年六月二十四日

警察令第十六號參照

警察令第十九號人力車營業取締規則(明治二十二年四月二十六日)抄録

第十七條 營業中ノ服裝ハ左ノ制限ニ從フヘシ但破損又ハ汚染シタルモノハ著用スルコトヲ得ス

一 著服ハ紺色ノ法被服引但雨雪泥滓汚染ノ時ハ半股引(膝ノ上部ニ)ヲ用ユルモ妨クナシ

警視廳告示第五號

近來自カラ壯士ト稱シ各地ニ徘徊シ動モスレハ人家ニ立入り政事又ハ金錢貸借等ノ事ニマテ強談或ハ脅迫ノ言ヲ吐キ之ヲ謝絶スルモ容易ニ立去ラサルカ爲メ迷惑スル者不趣趣右ハ畢竟被害者ニ於テ手數ト後難ヲ厭ヒ申告ノ手續ヲ盡サハル者多キカ爲メ彼等ヲシテ益々増長セシムルノ嫌アリ右等ノ所爲ニ對シテハ固ヨリ法律ノ制裁モ有之モノニ付自今若シ此行爲ニ遭過シ若クハ見聞スル等ノ事アルハ於テハ速ニ最寄警察官吏ヘ申告スヘシ

明治二十五年六月二十五日

警視總監 園田安賢

●論說

警察官令施行ニ於ける此項規定ノ意義

(一)